

## 朝鮮時代の雜職

—— 闕内差備を中心として ——

矢 木 毅

はじめに

- 一 朝鮮前期の雜職
  - 二 諸員と丘史 —— 雜職の周邊
  - 三 徭役から雇役へ
  - 四 朝鮮後期の雜職
- おわりに

はじめに

前近代の朝鮮においては良賤の身分を嚴格に區別し、賤民に對しては金品を賞與することはあつても、決して官職は與えないことを原則とした。<sup>①</sup> 例外として宮中に奉仕する各種の工匠・樂工や官奴隸（内豎）<sup>②</sup>に對しては、その功勞に應じて賤人の身分を解放し、「雜職」と呼ばれる官職を與えていたが、その昇進は原則として正七品までに限られ、<sup>③</sup> 位階・官職

の名稱も一般官僚のそれとは明確に區別して、良賤の秩序が紛れることのないように配慮していたのである。<sup>④</sup>

いわゆる「雜職」については、朝鮮前期の代表的な行政法規集である『經國大典』の吏典、雜職の項に、「工曹、校書館、司贍寺、造紙署、司饗院、尙衣院、司僕寺、軍器寺、繕工監、掌樂院、昭格署、掌苑署、掖庭署、圖書署」の各官廳に配當された諸官職を列擧し、同じく兵典、雜職の項に、「破陣軍、隊卒・彭排」に與える諸官職を列擧している。<sup>⑤</sup> からは賤人もしくは良賤混淆の雜類に與える官職であり、當初は西班（武官）の官職を流用していたが、その後、士人の流品と區別して「雜職」を與えるようになった。<sup>⑥</sup>

また、司僕寺・典設司・司饗院・尙衣院・承文院などの闕内諸司には、地方から番上する良民たちの徭役としての「諸員」が配當されており、宮中に出入りして各種の雜役に従事していたが、彼らにはその功勞に應じて西班の遞兒職（交替受祿職）が與えられた。<sup>⑦</sup> 同じく、官人たちには地方から番上した官奴隸たち——いわゆる「選上奴」——が「丘史」として配當されており、その一部は宮中にも出入りして各種の雜役に従事していたが、<sup>⑧</sup> 丘史は賤人であるから、原則として官職を受けることはなかった。

ところがこの種の宮中の雜役——いわゆる「闕内差備」——は、朝鮮後期においてはその大半が「雇役」に變化していった。このため、朝鮮後期における代表的な行政法規集である『大典通編』においては、吏典、雜職の項の冒頭に「掖庭署」の雜職を繰り上げて記載し、「校書館、司僕寺、掌樂院、圖書署」の殘存する雜職については、それぞれの官廳の「正職」の項に併せて記載するなどして、雜職の記載を大幅に簡略化している。<sup>⑨</sup>

このように「雜職」が整理された理由は、基本的には、宮中で使役されていた各種の工匠や官奴隸（内豎）、雜類（諸員・丘史）の徭役が、朝鮮後期においては、必要な勞働力を「市場」から調達する雇役制へと切り替えられていったためにほかならない。<sup>⑩</sup> そうして純祖元年（二八〇二）には王室所屬の奴婢（内奴婢）や官奴隸（寺奴婢）が一律に解放されたた

めに、結局、「闕内差備」の大半は雇役へと切り替えられ、それに伴って「雜職」もその大半が廢止されるに至ったのである。

朝鮮後期における雇役制の擴大——徭役から雇役への變化——については、主として社會經濟史の觀點から、つとに研究が進められている。<sup>11</sup>これは朝鮮後期における貢納制度、身分制度などの、社會全體の變動を反映したもので、いわば中世から近世への變化を象徴する現象の一つであるといっても過言ではないが、そうした時代の波は、社會の縮圖としての宮中の生活にも、確實に及んでいたのである。

しかしながら、朝鮮時代における宮中の「雜職」については、これまで充分には検討されておらず、このため宮中の日常生活についても、内官（宦官）や内人（女官）以外の奉仕者たちについては具體的なイメージをつかむことが困難であった。

筆者は以前、高麗末における宮中の官奴隸たち——いわゆる「内豎」——について考察したことがあったが、<sup>12</sup>その考察も朝鮮初期までにとどまっており、朝鮮後期における「雜職」の變化を充分に見通したものではなかった。そこで本稿では、以上の觀點を踏まえ、朝鮮時代における宮中の官奴隸や雜類など、總じて「闕内差備人」と呼ばれている人々について、その具體的な職掌を考察し、彼らの宮中における雜役が、やがて「雇役」へと切り替えられていく過程を具體的に跡付けていくことにしたい。

ちなみに、「差備」とは「下人の執役する者」<sup>13</sup>、我が國の言葉でいえば、宮中の雜用掛、ないしは御用掛というほどの意味である。

## 一 朝鮮前期の雜職

宮中において國王・王妃・王世子などの王族に奉仕するものといえ、すぐに思い浮かぶのは内侍府の宦官（内官）である。しかし、高麗時代、および朝鮮時代の宮中においては、内侍府の宦官と並んで掖庭署にも多數の官奴隸（公奴婢）が配屬され、國王・王妃・王世子などの私生活に奉仕していた。また掌苑署・司饗院・尙衣院などにも官奴隸が配屬され、各種の雜用（差備）に奉仕している。

本節ではまず、これらの官奴隸——いわゆる「内豎」——について検討しよう。<sup>15</sup>

## (a) 掖庭署の雜職

掖庭署には【別表1】のとおり「雜職」が設けられているが、これらは祿俸を受け取る際の名目上の官職——いわゆる遞兒職（交替受祿職）<sup>16</sup>——に過ぎず、宮中における實際の仕事内容については、この遞兒職の受給者である「司謁・司鑰・書房色」や「別監・小親侍」などの、職名（差備）のほうに示されている。これらはいずれも宮中に奉仕する官奴隸たちの職名である。<sup>17</sup>

このうち、司謁は王命の出納を掌り、國王と承政院との橋渡しをするのがその仕事である。これと同様、内侍府の承傳色（宦官）もまた王命の出納を掌るが、司謁は承傳色よりも地位が低く、もっぱら「肅拜」——官人の拜命儀禮——などの小事の傳達を擔當し、より重要なものについては、必ず承傳色（宦官）がその傳達を受け持つことになっている。<sup>18</sup>これは宦官のほうが多量とも學問があつたため、つまりは漢文が讀めたため、ということであろう。<sup>19</sup>

次に、司鑰はその名のとおり、宮中の鑰——特に物品倉庫の鑰——を掌り、書房色は宮中において消費する「紙筆

【別表1】 掖庭署の雜職

| (品階) | (散官) | (遞兒)     | (差備)                                    |
|------|------|----------|---|
| 正六品上 | 供職郎  | 司謁 (一員)  | 大殿司謁                                    |
| 正六品下 | 勳職郎  | 司鑰 (一員)  | 大殿司鑰                                    |
| 從六品上 | 謹任郎  | 副司鑰 (一員) | 大殿司謁・司鑰                                 |
| 從六品下 | 效任郎  |          |   |
| 正七品  | 奉務郎  | 司案 (二員)  | 大殿書房色<br>王妃殿司鑰                          |
| 從七品  | 承務郎  | 副司案 (三員) | 大殿書房色、王妃殿司鑰<br>大殿別監<br>大殿洗手・水賜間別監、世子宮司鑰 |
| 正八品  | 勉功郎  | 司鋪 (二員)  | 大殿洗手・水賜間別監、世子宮司鑰                        |
| 從八品  | 赴功郎  | 副司鋪 (三員) | 大殿別監<br>文昭殿別監、王妃殿別監                     |
| 正九品  | 服勤郎  | 司掃 (六員)  | 大殿別監<br>王妃殿別監、文昭殿別監、<br>世子宮洗手・水賜間別監     |
| 從九品  | 展勤郎  | 副司掃 (九員) | 大殿別監<br>王妃殿別監、文昭殿別監、<br>世子宮別監、洗手・水賜間別監  |

\*『經國大典』吏典、雜職

硯墨」の出納を掌る。このうち司鑰については、高麗時代には「金直」といったことが『太祖實錄』に見える。<sup>(21)</sup> 書房色については、陳李終というものが御用の硯や香爐の銀製の蓋兒(ふた)を盗んだこと、<sup>(22)</sup> 『元史』、『宋史』などを手分けして筆寫する仕事を書房色や諸司史典に命じて行わせるように梁誠之が建言したこと、<sup>(23)</sup> 風の強い夜には火の用心のために、宦官(内官)が書房色・司鑰・別監などを率いて宮中を巡回したこと、<sup>(23)</sup> 等の断片的な記事が『實錄』に見えるのみで、それ以上のことはよくわからない。ともあれ、司謁・司鑰・書房色などは、いわゆる「闕内差備」の一環として、國王・王妃・王世子等に仕えてその身邊の雜用を掌っていたのである。

差備は、諸司奴子を以て差定す<sup>(26)</sup>とあるとおりで、その職務に士人ないし良人を充てるべきであると建言するものもあつたが、<sup>(27)</sup> 必ずしも實行はされなかつた。  
なるほど、良人身分のものが司謁となつてゐる事例は存在する。<sup>(28)</sup> また朝鮮後期の史料には、「國制、庶人の官に在る者に、三岐あり。掖隸に屬する者は、司謁に至る」、<sup>(29)</sup> 云々ともある。<sup>(29)</sup> しかし、これは良賤身分の平準化が進んだ後期の記事<sup>(30)</sup>

であり、かつ庶人（良人）といっても実際には解放奴隸か、または良賤混淆の雜類のことをいうのであろう。

司謁・司鑰・書房色などは、その功績により身分の解放（免賤）を許されることもあったが、それでも「書房色は、系は本より賤口なり」などと言われているとおり、その出自を消し去ることはできなかった。このため、司謁・司鑰・書房色などに與える官職（遞兒職）は「雜職」として位置づけられ、士人の流内の官職とは明確に區別されていたのである。<sup>32</sup>

次に、別監・小親侍について検討しよう。別監・小親侍は、しばしば對<sup>つ</sup>となつて史料に見える。このうち、別監の定額は『經國大典』刑典の闕内各差備の條に見えるが、刑典に載せていることからわかるとおり、彼らの身分は奴隸である。一方の小親侍は、未成年の別監のことであるから、その身分もまた當然に奴隸であらう。

宋・徐兢の『宣和奉使高麗圖經』によると、高麗時代の「小親侍」は宮中で使役する「小僮」のことで、それは「わずかに十餘歳」の少年であり、「やや長ずれば、すなわち宮より出だす」慣例になっていたといふ。<sup>33</sup>しかし、その一部は改めて宮中に還屬し、いわゆる別監に昇進していたのではないだろうか。

ただし、その一方では新規に「別監」を補充することもあったようで、その場合には、「體がしっかりしていて（身彩壯實）、資産も裕福（資産富饒）なもの」について、「兩手にそれぞれ砂袋五十斤（約三十キログラム）を持つて、八十歩前進する」という試験に合格したものを採用することになっている。<sup>34</sup>もとより、原則としては官奴隸からの募集であるが、良賤身分の平準化が進んだ後期においては、良人身分のものを「別監」に充てる場合もあった。<sup>35</sup>その際、特に「膂力」のあるものを選んでゐるのは、別監が「輿」の擔ぎ手として使役されていたことも關わりがあるのであろう。

中宗朝の記事によると、東宮（後の仁宗）づきの別監については、「輿をかつぐ（舁小輿）」、「蠟燭を捧げ持つ（執燭）」などのことがその職掌として擧げられている。<sup>36</sup>要は國王・王妃・王世子などに隨從して、輿を擔いだり、馬の口を取ったり、儀物を奉持したりすることが、彼らの主な仕事となつていたのであろう。

國王（大殿）づきの別監については——洗手間・水賜間の別監を併せて——四十六名、これが二番交替で勤務するので、毎番二十三名が入直していることになる。對して別監に配當された遞兒職は十二員であるが、これは四都目（三か月）ごとに交替するので、延べ人數としては四十八人に受職の機會がある。おおむね別監の定員數に準じて遞兒職が配當されていたと考えてよからう。

國王（大殿）づきの別監は入直九百日で加一階。從九品から從七品までの五階を昇進するために四千五百日を要するが、二番交替であるから、實際にはこの倍の九千日（二十五年<sup>37</sup>）をかけて、ようやく從七品で「去官」——就役の義務期間を満了して官衙を去ること——の日を迎える計算になる。その際、必ず七品（從七品）の勤務日數を満了してから去官することが決まりであった。<sup>38</sup>

ただし別監の一部は、そのまま掖庭署に留まり、「司謁・司鑰・書房色」などに昇進していくと考えるのが自然である。實例として、光海君の時代に別監の趙希珩は私廟造成時の功勞により司鑰に「待闕除授」することが許されており、同じく別監の羅終男は大妃殿の司鑰に「除授」することが命じられた。<sup>40</sup> また仁祖朝に別監の張順翼と田加八里とは、すでに「免賤」されていたことを前提として、司鑰に「除授」することが許されている。<sup>41</sup>

なお、昇進から漏れたその他の別監については、次に述べるとおり、「去官」の後、掌苑署の別監に配置換えとなるのが慣例であった。<sup>42</sup>

#### （b）掌苑署の雜職

掌苑署はソウルの北部鎮長坊に在って苑圃花果を掌る。<sup>43</sup> 景福宮の外（東北）に位置するから、嚴密に言えば闕内各司には含まれないが、宮中に花卉や果物を進排（納品）することがその仕事であるから、これも闕内差備に準じるものとして

【別表2】 掌苑署の雜職

| (品階) | (散官) | (遞兒)     | (差備)         |
|------|------|----------|--------------|
| 正六品上 | 供職郎  |          | 別監 20 (遞兒 2) |
| 正六品下 | 勳職郎  |          |              |
| 從六品上 | 謹任郎  | 愼花 (一員)  |              |
| 從六品下 | 效任郎  |          |              |
| 正七品  | 奉務郎  |          |              |
| 從七品  | 承務郎  | 愼果 (一員)  |              |
| 正八品  | 勉功郎  | 愼禽 (一員)  |              |
| 從八品  | 赴功郎  | 副愼禽 (一員) |              |
| 正九品  | 服勤郎  | 愼獸 (三員)  |              |
| 從九品  | 展勤郎  | 副愼獸 (三員) |              |

\*『經國大典』卷一、史典、雜職、掌苑署の項

考えてよいであろう。

掌苑署はもとの上林園で、世祖十二年(一四六六)に掌苑署と改稱された<sup>(44)</sup>。そこでは宮中への果物等の進排(納品)の事務を官奴隷たち(内奴)が掌っており、<sup>(45)</sup> 具體的には二十名の長番の「別監」が配屬されていた。彼らは一千八百日ごとに一階を加え、從九品から正七品までの六階を昇進するのに一萬八百日(三十年)をかけて、ようやく從六品の實職に「去官」することができた。<sup>(46)</sup> その間の、彼らの勤務に對する褒賞として、掌苑署には【別表2】のとおり雜職が置かれている。

また前節に述べたとおり、掖庭署の別監は從七品で「去官」すると掌苑署の別監に配置換えされ、そこでさらに九百日の勤務を満たすと、正七品の位階(奉務郎)を加えられる。そうしてさらに九百日の勤務を満たすと、そこではじめて「去官」することができた。<sup>(47)</sup> この場合、掖庭署での勤務九千日(二十五年)と掌苑署での勤務千八百日(五年)を併せると、ちょうど一萬八百日(三十年)を要する計算となる。結局、三十年の勤務の後、彼らもようやく從六品の實職に「去官」することができたのである。

掌苑署の別監については、その仕事振りを示す史料があまり見当たらないが、太宗朝の記事によると、掌苑署の前身である上林園の別監の金用というものが、濟州島に遣わされて柑橘數百株を順天等の沿海の郡に移植する業務に従っている<sup>(48)</sup>。これは宮中に献上する柑橘類の増産のためであることはいまでもない。また世祖朝の記事によると、掌苑署の別監の金好山というものが、「本署の官員等の、進上の菓實を濫用するの事」<sup>(49)</sup> を告發している。よって掌苑署では宮中に献上する

【別表3】 尙衣院の雑職

| (品階) | (散官) | (遞兒)   | (差備)       |
|------|------|--------|------------|
| 正六品上 | 供職郎  |        |            |
| 正六品下 | 勳職郎  |        |            |
| 従六品上 | 謹任郎  |        |            |
| 従六品下 | 效任郎  |        |            |
| 正七品  | 奉務郎  |        |            |
| 従七品  | 承務郎  | 工製（四員） | 綾羅匠・治匠・環刀匠 |
| 正八品  | 勉功郎  |        |            |
| 従八品  | 赴功郎  | 工造（一員） | 玉匠・味匠・銀匠   |
| 正九品  | 服勤郎  |        |            |
| 従九品  | 展勤郎  | 工作（三員） | 諸色匠        |

\*『經國大典』史典、雑職、尙衣院の項

果實の出納を掌っていたことが確認できる。

以上のとおり掌苑署の別監は、花卉や果實の運搬・納品の雑務を掌っていた。<sup>50</sup> その仕事は闕内の差備とも密接につながっていたため、もともと宮中で奉仕していた掖庭署の別監を、掌苑署の別監に配置換えする慣例にもなっていたのであろう。

### (C) 尙衣院の雑職

尙衣院の前身は高麗末の司衣で、これはいわゆる成衆愛馬<sup>アイマク</sup>（國王の私屬）の一つ。愛馬とはモンゴル語で一定の組織をもった集團のことを意味するが、<sup>52</sup> 單に愛馬といっても意味がわからないので、これを「成衆」と意譯し、「愛馬」の上に重ねたのが成衆愛馬という語の成り立ちである。<sup>53</sup>

朝鮮時代の尙衣院は、迎秋門（景福宮西門）の内にあって、王の服飾、及び内府の財貨・金寶等を掌った。尙衣院には服飾品の製作にしたがう各種の工匠たちが多数配属されていたが、その身分は基本的には官奴隷で、このため尙衣院には彼らに與えるための遞兒職として、「工製（従七品）」、「工造（従八品）」、「工作（従九品）」などの「雑職」が設けられていた。<sup>54</sup> 【別表3】しかし、これらの工匠の「雑職」については先學の考證に譲り、本稿では省略に従うことにしたい。

## (d) 司饗院の雑職

司饗院は、宮中の承政院の南にあり、宮中の食膳を掌った。その前身は高麗末における司饗房で、これもいわゆる成衆愛馬アイマクの一つ。当初は國王の私屬であったが、世祖十三年（一四六七）に司饗院と改稱され、このときはじめて「祿官」、すなわち定員内のポストが設置されて、正式の官廳に格上げされた。<sup>(55)</sup>

司饗院は國王の御膳を供し、また宮中に奉仕する人々のための食事の手配を掌っている。<sup>(56)</sup> つまりは宮中の大膳職である。ここには闕内差備人（宮中の雑用掛）として「飯監・各色掌」などが配屬されていたが、宮中のみならず、國王・王妃・王世子などの外出に際しても、司饗院の「飯監・各色掌」などは必ずこれに隨從している。たとえば、壬辰倭亂に際して東宮に隨從した「下人」のリストのなかに、掖庭署の「司鑰・別監」などと並んで、司饗院の「飯監・各色掌」が擧げられていることなどがその一例となろう。<sup>(57)</sup>

彼らの身分は、掖庭署の別監・小親侍などと同様、もともとは京中の官奴隸（公奴婢）であった。この點について『實錄』の記事を確認すると、世宗朝の記事には「軍資監」所屬の奴隸が、「各殿の別監・小親侍・飯監・別司饗、尙衣院匠人、及び樂工」等の差備（雑用掛）に分配されていることが明記されているし、<sup>(58)</sup> また燕山朝の記事にも「飯監」がもともと「各司奴子」であることが明記されている。<sup>(59)</sup> また仁祖朝の記事によると、「飯監」のうち、以前に「免賤」されていた嚴福というものを「飯監」に除授することが命じられているが、<sup>(60)</sup> これは差備人としての「飯監」を、おそらくは大殿の「飯監」に拔擢することを意味しているのであろう。ともあれ、ここでは彼の本來の身分が賤人であったこと、すなわち「免賤」された解放奴隸たちが「飯監」となっていたことを確認しておきたい。

このように司饗院の「飯監・各色掌」は、もともとは官奴隸であるから、彼らに流内の正職を與えることはできなかつた。そこで、「飯監・各色掌」などの勤務に對する褒賞として、司饗院には【別表4】のとおり「雑職」が設けられてい

【別表4】 司饗院の雜職

| (品階) | (散官) | (遞兒)    | (差備)  |
|------|------|---------|---|
| 正六品上 | 供職郎  |         |   |
| 正六品下 | 勳職郎  |         |   |
| 從六品上 | 謹任郎  | 宰夫 (一員) | 大殿水刺間飯監<br>王妃殿水刺間飯監   |
| 從六品下 | 效任郎  |         |   |
| 正七品  | 奉務郎  |         |   |
| 從七品  | 承務郎  | 膳夫 (一員) | 文昭殿水刺間飯監<br>大殿多人飯監  |
| 正八品  | 勉功郎  |         |   |
| 從八品  | 赴功郎  | 調夫 (二員) | 大殿水刺間各色掌<br>王妃殿多人飯監<br>世子宮・嬪宮水刺間飯監  |
| 正九品  | 服勤郎  | 任夫 (二員) | 大殿水刺間各色掌<br>王妃殿多人飯監<br>世子宮・嬪宮水刺間飯監<br>大殿銀器城上<br>王妃殿水刺間各色掌<br>文昭殿水刺間各色掌<br>世子宮多人飯監                                       |
| 從九品  | 展勤郎  | 烹夫 (七員) | 大殿銀器城上<br>王妃殿水刺間各色掌<br>文昭殿水刺間各色掌<br>世子宮多人飯監<br>大殿多人各色掌<br>王妃殿銀器城上<br>世子宮・嬪宮水刺間各色掌<br>王妃殿多人各色掌<br>世子宮・嬪宮銀器城上<br>世子宮多人各色掌 |

\*『經國大典』 吏典、雜職、司饗院の項

たのである。

ただし、雜職には限りがあるので、飯監・各色掌の全員にポストを割り當てることはできなかつた。そこで、掖庭署の雜職と同様、司饗院の雜職もまた「遞兒職」として運用されてきたが、これは一つのポストを複数人で回し、その祿俸を複数人で交替して受け取るために設けられた名目上の官職であつた。<sup>61)</sup>

(e) その他の雜職

司僕寺はソウルの中部・壽進坊にあり、馬政を掌っていたが、その一部局である内司僕は迎秋門(景福宮西門)の内にあつて、王や王族の輿馬を掌っていた。司僕寺には馬醫十員

のポストがあり、彼らの勤務に對する遞兒職として、「安驥(從六品)」、「調驥(從七品)」、「理驥(從八品)」、「保驥(從九品)」などの雜職が設けられている。

圖書署はソウルの中部・堅平坊にあり、繪畫の作成を掌っていた。圖書署には畫員二十員のポストがあり、彼らの勤務に對する遞兒職として「善畫(從六品)」、「善繪(從七品)」、「畫史(從八品)」、「繪史(從九品)」などの雜職が設けられてい

る。  
馬醫・晝員が「雑職」として位置づけられているのは、その職掌が工匠と同様の「賤技」とみなされ、士大夫（士類）の職とは區別されていたからである。<sup>(62)</sup>ただし、彼らの位階は「正職と同じ」とされ、「正職」に轉出するときには位階を一等降すことにもなっていたが、<sup>(63)</sup>これは彼らのもともとの身分が例外的に、官奴隷ではなく「良民」であったからである。<sup>(64)</sup>

【別表5】 西班の雜職

| (品階) | (散官) | 破陣軍 | 隊卒・彭排 |
|------|------|-----|-------|
| 正六品上 | 奉任校尉 |     |       |
| 正六品下 | 修任校尉 |     |       |
| 従六品上 | 顯功校尉 |     |       |
| 従六品下 | 迪功校尉 |     |       |
| 正七品  | 騰勇副尉 |     |       |
| 従七品  | 宣勇副尉 | 勤事  |       |
| 正八品  | 猛健副尉 |     |       |
| 従八品  | 壯健副尉 | 従事  |       |
| 正九品  | 致力副尉 |     | 隊長    |
| 従九品  | 勤力副尉 | 趨事  | 隊副    |

\*『經國大典』兵典、雜職

このほか、工曹、校書館、軍器寺、繕工監、掌樂院、等に所屬する工匠・樂工についても、遞兒職として多數の「雑職」が設けられていた。<sup>(64)</sup>また西班にも「勤事（従七品）」、「従事（従八品）」、「趨事（従九品）」などの雑職が設けられ、主として破陣軍、隊卒・彭排などの、良賤混淆の軍人たちに遞兒職として與えられていた。<sup>(65)</sup>【別表5】

ただし、これらは國王・王妃・王世子などの私生活に奉仕する「闕内差備」とは直接には關わらないので、その詳細は先學の諸研究に譲り、<sup>(66)</sup>しばらく本稿の考察からは除外しておく。

## 二 諸員と丘史 —— 雜職の周邊

闕内差備に應じる官奴隷たちにはその功勞に應じて「雑職」が與えられていたが、それ以外にも、尙衣院・司糞院・司僕寺・典設司などの闕内諸司<sup>(67)</sup>には良人の徭役としての「諸員」が配當され、宮中に入出入して各種の雜用を受け持っていた。

【別表6】 諸員

|     | 一番數    | 三番總數 |
|-----|--------|------|
| 承文院 | 諸員 3   | (長番) |
| 尙衣院 | 諸員 40  | 120  |
| 司饗院 | 諸員 70  | 210  |
| 司僕寺 | 諸員 600 | 1800 |
| 典設司 | 諸員 60  | 180  |

\*『經國大典』兵典、京衛前 [一番數]、諸員

\*『經國大典』兵典、番次都日、諸員

このため、諸員が宮中に出入りする際には、身分證としての「信符」が貸與される<sup>(88)</sup>。いわゆる諸員は高麗末の成衆愛馬<sup>アイマク</sup>のことで、これが朝鮮時代に入って成衆諸員、略して諸員と呼ばれるようになったのであろう<sup>(89)</sup>。

後述するとおり、諸員はその功勞に應じて東西班の散官や官職（遞兒職）を與えられていた。それらは形式的には正職であり「雑職」ではないが、それでも良人の徭役である諸員に與える官職は、意識の上では士流の正職とは區別され、「雑職」とみなされていた<sup>(70)</sup>。

また諸員以外にも、各官廳には多數の官奴隸が差備奴・根隨奴として配當され、各種の雑役に充てられていたが、その仕事の内容は、事實上、諸員と同様であった。このうち、「差備奴」は雑用掛、「根隨奴」は隨從であり、根隨奴のことは特に「丘史」とも呼ばれている。

丘史とは官人の隨從であり、高麗時代にはこれを「驅使」と呼んでいたが、「驅」字は俗字では「駟」と表記し、「使」字は省略して「史」と表記することから、「驅使」は「駟史」と表記され、さらに省略して「丘史」と表記されるようになった<sup>(71)</sup>。

以上の諸員と丘史は、前節の官奴隸たちと同様、宮中に出入りして各種の雑用（差備）に應じている。このうち、諸員は良民の徭役であり、丘史は地方から選上される官奴隸の徭役であるが、いずれも各種の「差備」に應じる雑役夫であることに變わりはない。

本節では、これら「雑職」の周邊に位置する諸員・丘史の仕事振りについて、それぞれの配屬先に即して考察しておきたい。【別表6】

## (a) 承文院の諸員

承文院に配屬される諸員は、表・箋・咨文などの事大文書に用いる高級紙（搗鍊紙）の出納を掌った。これは纖維を叩いて滑らかにした高級紙で、諸員はその作業に携わる一種の紙職人と思われる。<sup>(72)</sup> 他の諸員は三番、六朔相遞（六か月番上、一年番休）であるが、承文院の諸員だけは長番であるから、それだけ専門性が高かったことがわかる。しかしこれは工匠の類と思われるので、本稿では省略に従いたい。

## (b) 尙衣院の諸員

尙衣院の前身は高麗末の司衣。<sup>(73)</sup> これはいわゆる成衆愛馬<sup>アイマク</sup>の一つで、要は國王の私屬である。尙衣院はその名前のとおり、國王の衣服を掌る機關（尙は掌る意）であり、地方から番上する諸員は、そのうちの四十名が尙衣院に配屬されて、宮中における各種の雑用に従事していた。

諸員は原則としては良民であるが、例外として、二品以上の兩班の賤妾の衆子孫——母が賤民であるから原則としては賤民である——のうち、武才がなく甲士（武官）に入屬できないものについては、特別に司僕寺・忠扈衛・尙衣院・司饗の諸員、および圖書院・時波赤（鷹房）に入屬して限品紋用することが認められていた。<sup>(75)</sup> このように諸員のなかには、本来、賤民身分のものも交じっており、このため諸員は良賤混淆の「雜類」<sup>(76)</sup>とみなされていたのである。

尙衣院の諸員は宮中において國王のお召し物の裁縫・管理を掌っており、たとえば世宗朝の白云寶という人は、もともと尙衣院の諸員であったが、「製衣之方」を知るところから國王の知遇を得て四品にまで昇進し、尙衣院の別坐に任命されている。<sup>(77)</sup>

また尙衣院の諸員は國王の外出時にも一行に隨從して國王のお召し物を持ち運んだ。このため國王の權威を笠に着て、

しばしば現地の吏民に横暴を働くことなどもあったという。<sup>(78)</sup>

(c) 司饗院の諸員

司饗院は宮中の大膳職であるが、そこには飯監・各色掌などの官奴隸（内豎）のほかにも、雜用掛として七十名の諸員が配屬されていた。<sup>(79)</sup> 尙衣院の諸員と同様、彼らもまた國王の外出時に隨從し、出先において食材や食器の手配などを行っていたが、その際、現地の吏民たちに對して賄賂を強要する等、さまざま不正を働くことも少なくはなかったという。<sup>(80)</sup>

また司饗房（司饗院の前身）の諸員は地方に出張してカニをとらえ、ケジャンを作るなどの雜用を受け持っていたが、その際、國王への「進上」に事寄せて魚蟹を徵求し、あるいは妻子を伴って地方に赴くなどして、現地に迷惑を及ぼしていたという。<sup>(81)</sup>

(d) 司僕寺の諸員

司僕寺は國家の公用の馬匹を管理する。また國王や王族が外出する際には、その轎馬——馬轎とそれを牽く馬——などを用意するが、馬だけでは役に立たないので、當然、馬の飼葉を飼い、馬の口取りをする馬丁も用意しなければならぬ。このため地方から番上する諸員のうち、その大半を占める六百名の諸員は司僕寺に配屬され、さらにそのうちの一部は宮中にも出入りして各種の雜用（差備）に従事していた。

たとえば、宮中から轎馬を請求する際には、まず掖庭署の官奴隸たち（内豎）を使って司僕寺の提調（總監督）に王命を傳え、これを受けて司僕寺から轎馬と馬丁とを宮中に提供する。馬丁たちは景福宮においては迎秋門（西の正門）から出入し、信牌（身分證）<sup>(82)</sup>を示して宮中に出入りする。

このように司僕寺の官員や諸員は、國王や王族の外出の際に隨從する必要上、宮中にも頻繁に出入りしていた。もともと闕外にオフィスをおく司僕寺が、闕内にも「内司僕」と呼ばれるオフィスをおいていたのはこのためにほかならない。<sup>(83)</sup>國王の外出に際し、司僕寺の諸員もまた、現地の吏民に對して食物等の賄賂を要求するなど、とかく横暴な振舞いが少なくはなかったという。<sup>(84)</sup>

#### (e) 典設司の諸員

典設司の前身は高麗末の司幕で、これもいわゆる成衆愛馬<sup>アイマク</sup>の一つ。その後、忠順扈衛司、忠扈衛、典設司と名稱を改めるが、その職掌は主として宮中の儀式の設營であり、このため典設司のオフィスは、弘禮門（勤政殿南門）の東の、闕内に置かれている。<sup>(85)</sup>地方から番上する諸員のうち、六十名が典設司に配屬され、宮中に出入りして各種の雑用（差備）に従事していた。

典設司の諸員に関する記録はそれほど多く残っていないが、たとえば、『光海君日記』太白山本、光海君二年十月丁亥條の記事——これは太白山本において爻周（抹消）されており、鼎足山本では削除されている——によると、國王が瑞葱臺（昌慶宮後苑、後の春塘臺）に出御した際に、御座の東北角の遮日幕（テント）を結ぶ索が理由もなく解けてしまい、テントを支える大竹が、あやうく王世子の席に倒れ掛かりそうになる、というアクシデントがあり、このため典設司の擔當官、および諸員に對して處罰の要請が出されている。<sup>(86)</sup>もともと「司幕」と呼ばれていた典設司の諸員は、その名のおり、遮日幕などの設營を擔っていたのである。

このほか、『仁祖實錄』の記事によると、諸員は國王その他の葬送儀禮においても「各司奴子」と竝んで雜役夫（差備軍）として動員されている。<sup>(87)</sup>

要するに、諸員は闕内の必要に應じてさまざまな雜用を受け持っていたのである。

(f) 丘史

次に、官人の隨從としての「丘史」について検討しよう。いわゆる丘史には良人の丘史と賤人の丘史との二種類があり、歩兵や諸員などの良人を以て丘史に充てる場合もあったが、主には地方から番上する官奴隷たち——いわゆる選上奴——を以てこれに充てた。この點について、曹伸『謏聞瑣錄』に次のようにある。

およそ官署の隸の京に在る者は、その司の役を供し、郡縣に在る者は、刑曹よりその額を總べてその數を定め、京に番上して百僚の丘史に充て、名づけて選上奴といふ。<sup>(88)</sup>

これによると、官奴隷のうちの在京のものが各官廳の雜役夫（いわゆる差備奴）となり、地方在住のものは「選上奴」として番上し、百官の隨從としての丘史（いわゆる根隨奴）となったことがわかる。差備奴・根隨奴の定額は『經國大典』刑典に記載されているが、それによると、必ずしも京奴が差備奴、選上奴が根隨奴と決まっているわけではない。<sup>(89)</sup> それでも實態としては富裕な京奴を優先的に差備奴に充てていたにちがいないから、結局、官人の根隨奴には、主として地方から番上する選上奴を充てることになっていたのであろう。

官人たちに丘史を與える目的は、本來は、宮中に出入りする際に官人としての威儀を整えるためである。<sup>(91)</sup>ところが『實錄』の記事によると、議政府や兵曹の高官のなかには、丘史の本來の仕事である「根隨」以外にも、これを土木工事に使役したり、高利貸しの貸金の取り立てに使役したりして、彼らを虐待するものもあったといふ。<sup>(92)</sup>また、官人たちが必要以

【別表7】 後期の諸員

|     | 一番數    | 三番總數 | 原額數(後期) |
|-----|--------|------|---------|
| 承文院 | 諸員 3   | (長番) | 6       |
| 尙衣院 | 諸員 40  | 120  | 117     |
| 司饗院 | 諸員 70  | 210  | 815     |
| 司僕寺 | 諸員 600 | 1800 | 3448    |
| 典設司 | 諸員 60  | 180  | 500     |

\*『經國大典』兵典、京衛前〔一番數〕、諸員

\*『經國大典』兵典、番次都目、諸員

\*『續大典』兵典、京衛前〔原額數〕、諸員

上に多數の丘史を要求し、彼らから免役布を徴收することもなど大きな問題となった（これについては次節に後述する）。  
宮中に出入りする丘史は、たとえば官人たちが宮中に宿直する際に、その身の回りの世話なども受け持っていたのであろう。<sup>(93)</sup> 要するに、丘史は隨從であり、かつ雜役夫でもあったのである。

(g) 諸員・丘史の昇進

ここまで、諸員と丘史の仕事振りについて検討してきたが、では彼らと「雜職」との関係はどうであろうか。

一般に、諸員は「雜類」とみなされていたが、その身分は良人であるから、彼らは文武班の正職に進出することもできた。たとえば『仁祖實錄』によると、仁獻王后具氏（仁祖の母）の魂宮——三年の服喪中、位牌を安置しておくところ——に奉仕した功績により、諸員の魯舜民というものが「丞（驛丞・渡丞）」に任命されている。<sup>(95)</sup> これは書吏が在職義務年限を満了して「去官」した後、驛丞・渡丞に任命される例に倣ったものであろう。<sup>(96)</sup> とはいえ、書吏を驛丞・渡丞に登用する制度は、朝鮮後期においては行われなくなった。<sup>(97)</sup> 當然、諸員の文官職への昇進の道も閉ざされていたことであろう。

『世宗實錄』の記事によると、初期には司饗院の諸員に「都目去官」の職として、「司直四、副司直四、司正四、副司正四、給事八、副給事八」などの武官職が割り当てられており、また『經國大典』兵典、番次都目の項の規定によると、諸員には【別表7】のとおり各種の武官職が「遞兒職」として割り当てられている。また高宗朝の『六典條例』によると、典設司には「副司果（從六品）、副司猛（從八品）、副司勇（從九品）」の三つのポストが諸員のための遞兒職として割り当てられており、<sup>(98)</sup> 『經國大典』の規定ともおおむね一致している。したがって、

諸員は遞兒職（交替受祿職）とはいえ、武官職に任じて祿俸を受け取ることもできた。ただし、士流の正職とはあくまでも區別されており、それらが「雜職」とみなされていたことは上述のとおりである。<sup>(10)</sup>

一方、丘史は地方の官奴隷に割り當てられる徭役であり、その身分は賤人であるから、彼らが文武班の正職に進出することはあり得なかった。ただし、初期には賤人（宦官）を諸員に充てる事例もあり、逆に、良人の諸員を丘史に充てる事例もあった。<sup>(11)</sup> また丘史から從九品の雜職（隊副）に進み、その後、諸員に還屬するという事例もあるので、<sup>(12)</sup> 高位の官人に隨從する丘史の一部が、良役としての「諸員」に編入されることはあったのであろう。<sup>(13)</sup> このため諸員や丘史は、良賤混淆の「雜類」として位置づけられていたのである。

### 三 徭役から雇役へ

ここまで宮中の雜職、及び諸員・丘史について検討してきたが、朝鮮後期に入るとこれらはおおむね「雇役」によって置き換えられていく。すなわち、職役ないし徭役として行われていた各種の闕内差備が、市場から勞働力を調達する「雇役」へと置き換えられていったのである。その概略は、すでに諸先學によって明らかにされているが、<sup>(14)</sup> ここでは「雜職」の消滅の前提として再論する。

#### (a) 諸員の雇役化

諸員や丘史は、原則としては無給の徭役であるが、それでは必要とする人員を確保することができないので、朝鮮後期に入ると次第に雇役に置き換えられていった。具體的には、諸員や丘史から免役布を徴收し、それを各官廳に分配して雇



したがって、後期においては諸員もまた「京より給價して雇立」する制度、すなわち「雇役」に置き換えられていたことがわかる。<sup>(11)</sup>なかでも司僕寺の諸員については、はやくから代立者の雇用が一般化しており、中宗朝には「自らは立番せず、盡く皆な京人もて代立す」とまで言われている。また、光海君時代の史料によると、

本寺（司僕寺）の左右邊の廝養の人、平時は則ち諸員の價布を以て充給す。經亂以後、價布は過半不足、許多の廝徒の、逐月の糧料は、辦出するに路なし。<sup>(12)</sup>

とあるから、朝鮮後期（壬辰の役より以後）においては、司僕寺の「廝養」、すなわち馬丁は、諸員の免役布（價布）を用いて代立者を雇用することが一般化していたことがわかる。

高宗朝の『六典條例』によると、司僕寺の「諸員價布」は「錢」に換算して徴收され、具體的には「京畿四百二十兩、忠清道七百兩、全羅道一千二百九十四兩、慶尙道九百五十四兩、江原道四百二十四兩、黃海道三千兩」、合計六千七百九十二兩の「諸員價布代錢」が司僕寺の収入となった。<sup>(13)</sup>

これを原資として、司僕寺では「廝養」、「廝徒」を雇用していたが、同じく『六典條例』によると、司僕寺では各種の「巨達」に毎朔「錢二兩」、「米十斗」などの賃金を支拂っており、これが前述の史料の「廝養」、「廝徒」に相當すると考えられる。いわゆる「巨達」<sup>(14)</sup>は、「太僕の牽夫の名」、要するに馬の口取り（馬丁）である。

このほか、前期において「諸員」が配屬されていた尙衣院・司饗院・典設司などにおいても、それぞれ後期においては雇役化が進んでいる。たとえば、尙衣院の諸員については、免役布としての「諸員價布」が「錢」に換算して徴收され、尙衣院の収入となった。具體的には「咸安四十四兩、白川一百九十兩」の、合計「二百三十四兩」が尙衣院の収入となる。<sup>(15)</sup>

これが代立者の雇價に充てられていたのであろう。

また、司饗院には「諸員色」という専門の掛が設けられており、そこでも諸員の免役布としての「價布」を「錢」で徴収している。具體的には「利川三十名、溫陽三十九名、槐山三十二名、庇仁九名、任實五十七名、新寧四十四名、比安六十四名、慈仁十五名、軍威五名、載寧一百名、海州十六名、鳳山七十名、豐德十九名」の、合計五百名から每名二兩の代錢、合計一千兩を徴収した<sup>(10)</sup>。

また典設司では「文化・松禾・尙州・知禮・南原・益山・金城・江陵・寧越・襄陽・杵城」の各邑から「價布代錢」として合計「一千兩」を徴収しているが、これは典設司に所屬する諸員の免役布を「錢」で振り替えたものにほかならない。肅宗朝には、いわゆる「良役變通」の一環として、「典設司諸員一百四十八名」の免役布を地方の財源に振り替える措置が取られているが、以後も典設司には殘餘の定員が割り當てられており、それが上述の各邑（文化・松禾・尙州・知禮・南原・益山・金城・江陵・寧越・襄陽・杵城）からの「價布代錢一千兩」として引き繼がれていたのであろう。

### (b) 丘史の雇役化

官人の隨從としての「丘史」は、主として地方から番上する官奴隸たち——いわゆる「選上奴」——を以て充當していたが、つとに「雇人代立」が慣例化しており、後期においては單に免役布を徴収するだけで、徭役としての實態はなくなっている。

英祖朝の『續大典』の規定によると、中央諸司の差備奴・根隨奴は、『大典』では京中の「公賤」と地方の「選上奴」を以て充當していたが、今は「京人」を以て差定し、「每朔給布」している、という。つまり、差備奴・根隨奴は徭役から雇役へと變化しているのである。

雇用の原資は、主として「丘史」の免役布であるが、これを朝鮮後期においては「丘價」、または「丘債」と稱している。官人たちは各自必要な隨從を雇用していたが、その經費は、本來、丘史の徭役を擔當する地方民（選上奴）が負擔すべきものであり、これを官人たちは一時的に立て替えて支拂っている。政府はこの立て替え分を、地方民から租税として徴收し、各官廳に分配して官人たちに支拂っているのである。このため、隨從（丘史）の雇用經費としての「丘價」のこ

とを、官人の立場からは一種の債權と見て「丘債」とも稱していたのであろう。

司饗院の場合、いわゆる「丘債」については、諸員から徴收する免役布のうち、その半數を司饗院における陶器の「燔造」の經費に振り替え、半數を司饗院の提調、すなわち監督官の「丘債」の經費に振り替える、という記録が仁祖朝の記事に見える。<sup>(15)</sup> 司饗院の提調は、通例、宗室のなかから任命されるので、實際に必要とされる「丘史」の數より多くの「丘債」を與えて彼らを優遇していたのであろう。<sup>(16)</sup>

また觀象監の日官は、吉凶の曆占いを行うために宮中に日常的に出入りしていたが、その際、威儀を整えるために「丘史」を雇用する必要があった。その原資として、觀象監の日官には「丘債」が支給されていたが、その額について正祖朝の史料には、

印曆「五百軸」を販賣した收入「二百八十兩」のなかから、「一百二十兩」を「待令日官の丘債」として「命課學」に移送する。

という具體的な金額が示されている。<sup>(17)</sup> 觀象監においては、自らが販賣する「印曆」の收入を以て所屬する官人たちの「丘債」に充當していたのである。このように「丘債」の額は、所屬する官廳によってかなりばらつきがあった。このため、

官人たちにとっては支給される「丘債」の多少が、官界共通の日常的な話題ともなっていたのである。<sup>(18)</sup>

高宗朝の『六典條例』の規定によると、闕内における官人の随従は、正一品が、「跟随八名、驅従二名」、従一品が「跟随六名、驅従一名」、二品が「跟随五名、驅従一名」、三品が「跟随四名、驅従一名」そうして四品以下は、「跟随三名、驅従一名」などと定められている。<sup>(19)</sup>これらは高位の官人たちが宮中に入出入りする際にその威儀を整え、かつ宮中に宿直する際に身の回りの世話などに充てていた雑役夫たちであるが、その實態は、後期においてはすべて「雇役」に置き換えられていたのである。

### (c) 闕内雇軍

諸員や丘史は、大抵、雇役に變化していたが、その他、闕内外の差備においても雇軍（雇立軍）の使用が一般化していた。<sup>(20)</sup>

英祖朝の『實錄』の記事によると、闕内雇軍の斗乙男というものが、出勤時間に遅れて宮中の門が閉まっていたために、塀の裂け目から宮中に入って宮牆踰越の罪に問われ、本來死刑になるところを決杖だけで放免したというエピソードが見える。<sup>(21)</sup>

同じく英祖朝の記事によると、宮闕の門衛については、空闕（景福宮址等）の各門守直については「雇軍」一百二十名に對して年間合計「布二千四百四十四匹」を支拂い、時御所および諸王族の殿院の各門守直については「雇軍」二百四十名に對して年間合計「布五千七百六十四匹」を支拂っている。<sup>(22)</sup>また『六典條例』の衛將所の規定によると、闕内各門の警備に當たる兵士のうち、「慶熙宮九、文禧廟四、大報壇四、義禁府二、尙衣院三、通禮院・造紙署各一、禁漏二、本所（衛將所）十」の合計三十六名は、兵曹が受價雇立する「京雇立軍」を以て充當している。<sup>(23)</sup>

同じく『六典條例』の規定によると、闕内の各種の差備に當たる「雇軍」は、六道の騎歩兵から免役布を徴收し、それを原資として雇用していたが、その定額は「二百四十二名」で、支出する經費は、毎月、每名八兩ずつ、合計「一千九百三十六兩」に達している。<sup>(135)</sup>このように、闕内においても各種の雇軍が廣く用いられていたが、これは地方から番上する「郷軍」の不足を補うためであったことはいうまでもあるまい。<sup>(136)</sup>

また、『六典條例』の繕工監の項には、

闕内の大小の營役は、募軍を使用し、宜しきを量りて策應せよ。<sup>(137)</sup>

との規定があり、闕内における各種の營繕工事についても雇軍（募軍）の使用が一般化していたことがわかる。たとえば光海君の時代には、壬辰の亂で荒廢した宮闕の營繕工事が盛んに行われていたが、その際の「役軍」はもっぱら雇軍を用い、労働の對價としての「價布」を支拂っている。<sup>(138)</sup>また肅宗朝の記事によると、各司の雇軍には自ずから「例價」があり、一定の賃金が支拂われることになっていたが、実際には支拂つたり支拂わなかつたりして民衆の怨みを買っていたともいう。<sup>(139)</sup>

いわゆる「雇軍」は、実際にはさまざまなかんぐり取を受けていたために、近代的な意味での雇用労働とは言い難い側面も、たしかにある。それでも中世的な徭役労働が、朝鮮後期においては、すでに過去のものとなっていたことは間違いない。

こうした雇役の普及を前提として、朝鮮後期においては「雜職」の官制が大幅に再編されることになるのである。

## 四 朝鮮後期の雜職

朝鮮前期の行政法規集である『經國大典』史典の雜職の項には、「工曹、校書館、司贍寺、造紙署、司饗院、尙衣院、司僕寺、軍器寺、繕工監、掌樂院、昭格署、掌苑署、掖庭署、圖書署」の雜職を掲げ、これを士人の一般の官職とは區別している。雜職は主として官奴隷に與える官職であり、彼らは各種の闕内差備に奉仕することの引き換えとして、雜職の祿俸（雜職祿）を受け取っていたのである。

ところが朝鮮後期においては闕内差備の多くが「雇役」に切り替えられ、必要な勞働力や物資は「市場」を通して調達されることになった。このため、官奴隷たちに與えていた雜職のうち、主として工匠に關するものについては、その大半が廢止され、雜職の官制も大幅に再編されることになった。

このため、正祖朝の『大典通編』——『經國大典』と『續大典』の規定を集成する——の「雜職」の項においては、次のような但し書きをつけて、「雜職」の多くが廢止されたことを明記している。

原典（經國大典）の「雜職」は、大半、今は廢止されている。そこで掖庭署を諸職の筆頭に移して舊來どおり記載し、校書館・司僕寺・掌樂院・圖書署の今も存續している雜職は、それぞれの衙門の項に移録するが、それ以外の分番・計仕・去官・仍仕などの規則、および各種の遞兒職についてはすべて省略し、ただ員數・品數のみを記載して、煩雜を省きつつ舊來の規定を残す下地とする。<sup>18)</sup>（大意）

かくして残存していた朝鮮後期の雜職は【別表9】のとおり。なかでも中心となるのは掖庭署の雜職であるが、しかも

【別表9】 朝鮮後期の雜職（文班）

| (雜職) |           |
|------|-----------|
| 掖庭署  | 司謁 (正六品)  |
|      | 司鑰 (正六品)  |
|      | 副司鑰 (從六品) |
|      | 司案 (正七品)  |
|      | 副司案 (從七品) |
|      | 司鋪 (正八品)  |
|      | 副司鋪 (從八品) |
|      | 司掃 (正九品)  |
| 校書館  | 副司掃 (從九品) |
|      | 司準 (從八品)  |
| 司僕寺  | 司勤 (從九品)  |
|      | 理馬 (正六品)  |
| 掌樂院  | 馬醫 (正七品)  |
|      | 典樂 (正六品)  |
|      | 副典樂 (從六品) |
|      | 典律 (正七品)  |
|      | 副典律 (從七品) |
|      | 典音 (正八品)  |
|      | 副典音 (從八品) |
|      | 典聲 (正九品)  |
| 圖畫署  | 副典聲 (從九品) |
|      | 善畫 (從六品)  |
|      | 善繪 (從七品)  |
|      | 畫史 (從八品)  |
|      | 繪史 (從九品)  |

\*『六典條例』卷一、吏典、吏曹、文選司、雜職の項

料の場合には支給額が全體として減少する。<sup>(10)</sup> このため、朝鮮後期においては「雜職」の多くが雇役人と同様の散料の對象へと引き下げられているが、それは官職を媒介とする「君臣關係」から除外すること——單なるサービスへの對價として位置づけること——を意味していた。

朝鮮後期においても残存していた雜職のうち、「校書館、司僕寺、掌樂院、圖畫署」の雜職は、植字工・馬醫・樂工・畫工などの特殊な技能者に關するものであり、本稿の主題とする闕内差備とは直接には關係がない。闕内差備と直接に關わるのは「掖庭署」の雜職、およびその周邊に位置した各司の諸員・丘史の徭役であるが、「掖庭署」の雜職以外は、おむね雇役に置き換えられる形で消滅していった。以下、そのことについて檢證しよう。

(a) 掖庭署

掖庭署には大殿・王妃殿・世子宮の司謁・司鑰・書房色・別監などに與える「遞兒職」として、「司謁(正六品上)」そ

それらは官職とは名ばかり、各種の雇役人と同様、「散料」の對象に格下げされていることに注意しなければならない。<sup>(10)</sup>

いわゆる「散料」とは米や布や錢などで、毎月ばらばらに支給する制度で、これは壬辰の役より以後に經費節減の目的で行われるようになった。<sup>(10)</sup> 半年ごと(または四季ごと)にまとめて支給される「祿俸」と違い、散

他の雑職が設けられていた。これらは宮中に奉仕する官奴隷たちに與える官職であり、彼らは王權と密着する存在であるから、その官制にも基本的には變更はない。

高宗朝の『六典條例』卷二、掖庭署の項の規定によると、掖庭署の司謁は「祿」と「料」のいずれかを受け取っているが、同じく卷三、戸曹、料祿色（頒祿放料を掌る。色は掛の意）の「放料」の項の規定によると、「雑職の祿は、降して散料と作す」とあり、また「各殿宮の司鑰以下、及び武監（武藝別監）九十九人」については、「毎月散料」とされているので、掖庭署の雑職は雇役人と同様の「散料」に切り替えられていることがわかる。これはもとより經費削減のためであるが、同時に、その仕事は君臣關係に基づく「祿」としてではなく、單なるサービスの對價としての「料」によって報われていることを意味しているのである。

ちなみに、武監（武藝別監）とは朝鮮後期に新設された掖隸（別監）の一種で、宮中の宿衛兵の不足を補い、事實上の「禁中親兵」として位置づけられていた。<sup>(16)</sup>

### (b) 掌苑署

掌苑署の雑職は後期においては廢止された。ただし、『六典條例』卷三、戸曹、料祿色の放料の項によると、掌苑署は「降して散料と作す」とあるから、掖庭署の雑職の祿は「散料」に振り替えて、所屬の員役（書員・使令）<sup>(16)</sup>の給料に充てられていたのであろう。

『六典條例』の掌苑署の項によると、掌苑署には事務系の吏胥として「書員」が置かれ、勞務系の徒隸として「使令、役人」などが置かれているが、このうちの「徒隸」はすべて「貢人の立つる所」と規定されている。<sup>(16)</sup>つまり、前期において掌苑署の官奴隸（別監）が擔っていた雑役は、後期においては市場から雇用した各種の雑役夫（徒隸）が代行し、その

雇用經費は貢納請負業者としての「貢人」が負擔していたことがわかる。<sup>(18)</sup>

掌苑署では大殿（國王）、太妃（母妃）、内殿（王妃）、東宮（世子）、東宮嬪（世子嬪）など、宮中の王族に對する季節ごとの果物、木の實の進上を掌っていたが、それらはすべて大同法のもと、貢人による代納制に置き換えられていた。具體的には、各道から生梨、紅柿、木果、石榴、柚子、生栗、銀杏、胡桃、大棗、黄粟、榛子、柏子、乾柿、榲子、柑子、青橘、洞庭橘、乳柑、山橘、金橘などが貢納されていたが、これらは一部の特産品を除いてすべて米で代納され、それを原資として貢人（貢納請負業者）が市場から調達したものを納品していたのである。

貢人が納入した物資は正朝、冬至、誕生日、および立春、端五、秋夕、などの節季ごとに各殿に進上されるが、その出納の事務を受け持つ員役は、実際には貢人が手配して「米」で雇用している雜役夫であった。

### （c）尙衣院

高宗朝の『六典條例』戸曹、料祿色の「放料」の項の規定によると、尙衣院の「雜職祿」は、春秋六朔に「米七石十二斗、田米一石十一斗、太一石六斗」、夏冬六朔に「米六石二斗、田米一石六斗、太一石」の「散料」に格下げして支給されている。しかし、尙衣院の雜職はすでに廢止されているので、これらは尙衣院における員役の雇用經費に轉用されているのであろう。

同じく『六典條例』の尙衣院の項によると、尙衣院には徒隸（雜役夫）として「使令十一名」が配屬されているが、これはソウル及びソウル近郊の人々を雇用して各官廳の使役に當てたものにほかならない。<sup>(19)</sup> 尙衣院の「諸員」の徭役は、後期においては雇役としての「使令」によって代替されていたのである。

(d) 司饗院

『六典條例』戸曹、料祿色の「放料」の項の規定によると、司饗院の「雜職祿」は、春秋六朔に「米二石十斗、田米八斗、太九斗」の「散料」に格下げして支給されている。ただし、司饗院の雜職はすでに廢止されているので、これらも司饗院における員役の雇用經費に轉用されているのであろう。

『六典條例』卷二、司饗院の項によると、司饗院には吏胥として「諸員十五人、掌務諸員一人」、徒隸として「使令二十一名、驅從五名」などが配屬されているが、ここに見える諸員や驅從（丘史）は、もはや徭役ではなく「雇役」であり、彼らにはサービスの對價としての「散料」が支拂われていたのである。

(e) 司僕寺

司僕寺では多數の馬丁を必要とした。この仕事は前期には司僕寺の諸員が擔っていたが、これも後期には雇役化して「巨達」<sup>コドル</sup>がその仕事を代替している。

『六典條例』の司僕寺の「應入」の項によると、司僕寺には諸員價布（免役布）の給代として「錢六千七百九十二兩」の収入があり、これが「京中諸員」や「巨達」などを雇用するための原資となる。また『六典條例』戸曹、料祿色の「放料」の項によると、司僕寺の「雜職祿は降して散料と作」し、春秋六朔に「米二十一石十四斗、田米四石十斗、太三石十二斗」、夏冬六朔には「米四石一斗、田米十三斗、太一石三斗」が、毎朔支給されている。<sup>(5)</sup>ただし、司僕寺の雜職はすでに廢止されているので、これらは司僕寺に所屬する「京中諸員」や「巨達」に對する「散料」の原資となっていたのであろう。

【別表10】 朝鮮後期の雑職（武班）

|                         | (雑職)    |
|-------------------------|---------|
| 禁軍                      | 正（従八品）  |
|                         | 領（従九品）  |
| 各營軍士                    | 旗摠（正八品） |
|                         | 隊長（従八品） |
|                         | 隊副（従九品） |
| 騎歩兵                     | 旅帥（従八品） |
|                         | 隊正（従九品） |
| 承文院諸員<br>校書館唱準<br>圖書署畫員 | 領（従九品）  |

\*『六典條例』卷七、兵典、兵曹、政色、雑職の項

(f) 典設司

典設司にも多数の諸員が配属され、そのうちの一部には西班の遞兒職が与えられた（前掲【別表8】参照）。ただし、高宗朝の『六典條例』によると、典設司には「副司果（従六品）、副司猛（従八品）、副司勇（従九品）」の三つのポストが諸員の「降作散料三窠」として配属されているので、これらの遞兒職は、後期にはすべて「散料」に引き下げられていることがわかる。

とはいえ、後期の諸員は免役布を納めるだけで、実際には立役していない。したがって典設司に割り当てられている「降作散料三窠」の散料は、実際には所屬する員役（書員・使令）の雇用経費として轉用されていたのであろう。

(g) その他の雑職

その他、朝鮮後期においては西班（武官職）においてもいくつかの「雑職」が残存していることに注目しておかなければならない。【別表10】これは訓練都監、および束伍軍の創設以降、良丁の不足を補うために奴隸が軍隊に加わるようになったことの反映であるが、本稿の主題とする「闕内差備」の問題とは直接には関わりがないので、しばらく考察からは除外しておきたい。

以上、朝鮮後期における「雑職」のその後を追ってきたが、要するに、その變化は朝鮮後期における「雇役」の普及を反映したものであった。

一般に、朝鮮後期における各種官廳の員役（書吏・使令）の多くはソウルとその近郊の人々の「雇役」によって擔われており、さらに、貢納を掌る財務官廳——

たとえば司稟寺、司宰監、濟用監、義盈庫など——においては、所屬する官人の驅債（隨從の雇用經費）、員役の料布（書吏・使令の給料）、及び各項公用（諸經費）は、當該官廳所屬の貢人（貢納請負業者）がその費用を負擔（策應）することにもなっていた。<sup>(54)</sup>

しかしながら、この種の員役は官職を媒介とする「君臣關係」からは切り離された存在であり、すでにそのサービスの對價として「散料」を支拂っている以上は、そのうえさらに「官職」を與える必要はない。かくして「雜職」の大半は消滅したが、殘存する雜職についてもその祿俸は「散料」に引き下げられていたから、實質的には市場から調達される各種の雇役人と同様の存在に轉化している。

それでも宮中（掖庭署）においては最後まで「雜職」の制度が維持されていたが、それは結局、王室の「家奴」としての特殊性に基づくものであろう。

## お わ り に

朝鮮後期には王權の主導のもとに、良民と賤民との身分の平準化<sup>(55)</sup>が進んだ。まず、軍隊においては良丁の不足から賤人を軍役に充當し、免役布を徵收することが一般化した<sup>(56)</sup>が、これにより良役と賤役との負擔差が可視化されると、その平準化を圖るために、まず肅宗朝に奴貢の半ば、婢貢の三分の一を減じた。また英祖朝には奴貢の半ばを減じ、婢貢を全廢した。そうして純祖元年（二八〇二）にはついに王室所屬の奴婢（内奴婢）と、官廳所屬の奴婢（寺奴婢）とを全廢し、これに伴う收入減については、壯勇營より給代（補填）<sup>(57)</sup>することになっている。これにより、前期においては良民や官奴隷の徭役によって擔われていた各種の闕内差備についても、後期においてはそのほとんど全てが「雇役」によって代替される

ことになったのである。

そもそも宮中の官奴隷に「雜職」を與えていたのは、士人の「正職」と區別するためであった。しかし朝鮮後期においては良役と賤役との平準化が進み、それらは最終的には「雇役」として一體化していく。こうなると良賤の區別そのものが意味を失い、それが官奴隷の解放——ただし、私奴婢の解放は甲午改革を待たなければならぬ——へとつながっていく。

かくして宮中における「雜職」の大半は、朝鮮後期における「近世」という時代の波に洗われるなかで廢止されていった。殘された「雜職」は、主として國王・王妃・王世子などに奉仕する掖庭署の職員であつたが、これらは王權に密着する存在であるので、それだけ舊來の身分制の慣例が強固に守られていたのであろう。

宦官や内豎の經歷には不明な點が多い。彼らの多くは世襲——宦官の場合には養子——によつて充當されていたと考えられるが、その詳細については後考に待ちたい。

註

- (1) 『太祖實錄』卷十五、太祖七年十一月癸未條 諫官陳時務四條。……。
- 一、官爵之設、所以尊朝廷、治天職也。當擇賢能公正之士以任之。前朝之季、工商賤隸、得蒙顯授、汚辱朝班。舊弊未革、遂至于今。願自今、工商賤隸、如有功勞、賞以貨財、毋令授官、以重名器、以尊朝廷。……上從之。
- 『世宗實錄』卷四十三、世宗十一年二月丙戌條 左司諫柳孟聞等、上疏曰、「本朝之制、賤者有功、不可爵賞、而賞以布帛者、所以辨良賤、謹尊卑也。……自今賤口、雖有大功、勿許除職、賞以錢帛、以嚴良賤之分。」
- (2) 官奴とは、狹義には地方官所屬の奴隸をいうが、本稿では公的機關に所屬する奴隸一般のことを官奴隷（公奴婢）と呼ぶことにする。
- (3) 『經國大典』吏典、限品敍用 賤人爲良者、限正七品。
- (4) 『太祖實錄』卷一、太祖元年七月丁未條 定文武百官之制。……文武流品之外、別置內侍府、爲宦官職。掖廷（庭）署、爲內豎職。典樂署・雅樂署、爲樂工職。皆別其敍官・職事之號、不使雜於流品。
- (5) 『經國大典』吏典、雜職の項、及び兵典、雜職の項 參照。
- (6) 李成茂『朝鮮初期兩班研究』（一九八〇年、ソウル、一潮閣）、特に第二章第二節第三項「土官階と雜職階の新設」、崔異敦「朝鮮初期雜職の形成とその變化」（『歴史と現實』第五十八卷、二〇〇五年十二月）

- 等、参照。なお、醫官・譯官などの、中庶(中人・庶孽)の官職も、廣義には「雜職」と呼ばれていた。しかし、これらは原則として良人の官職であるので、本稿の考察からは除外しておく。
- (7) 李載勳『朝鮮初期社會構造研究』(一九八四年、ソウル、一潮閣)、特に第一編「遞兒職」、参照。
- (8) 田川孝三『李朝貢納制の研究』(一九六四年、東京、東洋文庫)、特に第八編第一章「身役の布納化」(六七〇頁、七一〇頁)、参照。
- (9) 『大典通編』吏典、雜職の項、参照。
- (10) 姜萬吉『朝鮮時代商工業史研究』(一九八四年、ソウル、한길사)、特に第四部「官業における賃金労働制の發達」、参照。
- (11) 尹用出『朝鮮後期の徭役制と雇傭労働』(一九九八年、ソウル、ソウル大學校出版部)
- (12) 拙稿『高麗官僚制度研究』(二〇〇八年、京都、京都大學學術出版會)、特に第七章「高麗時代の内侍と内僚」、参照。
- (13) 『成宗實錄』卷九十九、成宗九年十二月己丑條 推刷都監提調啓事目、(……)一、諸司奴屬内、如司調・司鑰・書房色・飯監・別監・各色掌、一應闕内差備人等、若皆啓聞推考、則事必稽緩。各其出番日推考。
- (14) 『中宗實錄』卷十一、中宗五年六月己亥條、註 下人執役者、名曰差備。
- (15) 内豎は廣義には宦官を含むが、狹義には宦官以外の、宮中に奉仕する官奴隷たちのことをいう。前掲、註(4)、参照。
- (16) 前掲註(7)、参照。
- (17) 前掲註(13)、参照。
- \*司調が官奴隷であることの一例——  
『中宗實錄』卷十九、中宗八年十月庚申條 都承旨李思鈞啓曰、「司調劉玉千、其初與承傳色、同開告者之言、而押到政院。固當論賞。但玉千未得免賤、而其限職盡受矣。毀法加資、似不當矣。」傳曰、「其令免賤。」
- (18) 『世宗實錄』卷二十五、世宗六年八月丙辰條 傳旨承政院、「自今自外啓達事、如肅拜小事外、須面囑承傳色啓達、毋使司調傳傳啓達。自内傳傳教事、亦須承傳色親傳、然後聽受施行。其或承傳色承内教、不親自宣傳、使司調代宣、或代言司啓達事、不即親到聽受入啓、隨即啓達。」
- (19) 『經國大典』吏典、内侍府、註 講所讀書、通、給別仕二、略通一、粗通半。不通、削仕三。誦亦同。講四書中自願一書三處。小學・三綱行實、竝三處。得通五者、加階、免學。年滿三十五、亦免。○聽講日、給別仕一。每朔一度、講三處、依上項給仕。每都目、講者、則七處。誦者、則八處。俱通、俱誦者、六品以上、則准職。七品以下、則守職。四通三略以上者、當受職、則陞授。其餘給仕。雖六通七誦、有粗、則給仕。
- (20) 『太祖實錄』卷一、總書 太祖與康妃享恭讓。恭讓賜太祖衣對(褂)、笠子、寶纓、鞍馬。太祖即服以拜謝。及夜、柳曼殊鎖門。殿下(太宗)潛白太祖請出、乃以太祖命、使金直「掌管鑰者、即今司鑰」開門、侍太祖還邸。……
- \*金は訓召。鑰を「開金(일쇠)」という。
- (21) 『世祖實錄』卷四十四、世祖十三年十二月庚申條 書房色陳李終、盜御用硯爐銀蓋兒、事覺。下刑曹鞠之。
- (22) 『世祖實錄』卷四十、世祖十二年十一月乙酉條 大司憲梁誠之上書、……一、弘文館・春秋館所藏、如『元史』、『宋史』等一件書冊、一皆抄名、以入直忠義・忠贊衛、及書房色・諸司吏典、就弘文・春秋兩館謄寫。或以本文、分送于下三道、令界首官、監掌傳寫。或於中外購求、以備三件藏之。……傳曰、「予知之。」

- (23) 『光海君日記』鼎足山本、卷一百四十七、光海君十一年十二月丁卯條傳曰、「日寒時、則大殿掌務內官、率書房色・司鑰・別監、巡審禁火、乃先朝舊例也。……」
- (24) 前掲註(13)に、「司謁・司鑰・書房色・飯監・別監・各色掌」のこゝを「闕内差備人」と稱している。
- (25) 『恭靖王實錄』卷六、恭靖王(定宗)二年十一月癸酉條 門下府郎舍孟思誠等以五事上言。兪允。……一(第四)、侍衛陪從、必擇正人、所以杜干謁逢迎之弊也。前朝之制、司謁・司鑰・奉書局、以內豎充之、皆令給事宮中。闕茸之徒、不自謹慎、肆行姦詭、至有竊其宮內所需之費。且微賤之徒、豈可使親近於左右。願自今、將司謁・司鑰・奉書之官、階爲七品、以內侍別監、廉謹端方者、俾充其任、則左右前後、罔非正人、宮禁清矣。……上許疏內首二條施行。
- (26) 『睿宗實錄』卷八、睿宗元年十一月庚子條 先是、上黨君韓明澮啓、其人復立事、及闕内各差備、以諸司奴子差定、諸司日益凋殘。請別監以良人差定。……明澮草事目、以啓。……一、別監良人、并定遞兒職。元額内、別設、依良人除授例、除職。去官後、自願許屬甲士。……命議諸高靈君申叔舟。叔舟啓、「……別監事、從明澮議、何如。」從之。
- (27) 前掲註(25)、孟思誠の建言(ただし、第四條は不裁可)、及び前掲註(26)、韓明澮の建言(こちらは裁可されたが、その後の経緯は不明)。
- (28) 『宣祖實錄』卷一百三十三、宣祖三十四年正月庚申條 以備忘記、傳曰、「靈輦殿救火事、反覆參究、其日內官・別監等、至近之地、見火起、先入幄殿、奉昇梓宮。外人繼之、其勢然矣。而其間事狀、不過如斯而已。其曰「某也有功、某也竝參」云者、蒼黃之中、或不記姓名、或曰面名各知、虛實無憑、而或有冒僞濫及之者。今略就顯然之人、論賞。……司鑰良人金彥忠、別監良人李禮順、各書題除授。
- (29) 『正祖實錄』卷三、正祖元年六月癸亥條 次對。……右議政徐命善啓言、「國制、庶人之在官者、有三岐焉。屬於掖隸者、至於司謁。屬於吏胥者、至於書題。而若軍伍、則試其才藝、揀取而爲執事、積其久勤、遷轉而爲邊將。故中庶輩、莫不願屬於禁軍騎士・別武士之屬、以爲發身之階。……」
- (30) 前掲註(17)、參照。
- (31) 『燕山君日記』卷二十二、燕山君三年三月辛亥條 獻納朴漢柱啓「……書房色、系本賤口。請依『大典』、勿授五品。……」
- (32) 前掲註(6)、參照。
- (33) 『宣和奉使高麗圖經』卷二十一、阜隸 小親侍、紫衣頭巾、復被其髮。蓋宮幃中所使小僮也。王之貴戚與從臣、時亦給之。麗人、大率未娶者、皆裹巾而被髮于後。既娶而後、束髮。其爲小親侍、皆纔十餘歲。稍長、則出宮焉。
- (34) 『文宗實錄』卷五、文宗元年正月壬戌條 傳旨承政院曰、「自今大殿別監、擇身彩壯實、資產富饒者、試兩手各舉沙五十斤、行至八十步、方許定屬。」
- (35) 『宣祖實錄』卷四十九、宣祖二十七年三月丁酉條 傳于政院曰、「大殿別監、有關者十八人。常時侍衛虛疎。勿論京外、良人、公私賤、皆許自募。試其膂力驍健、極擇以啓、則當爲差下、仍以爲侍衛。一以教武才、此亦他日之兵也。言于兵曹、以別規招募。」
- (36) 『中宗實錄』卷六十八、中宗二十五年四月庚申朔 侍講院以師傅意啓曰、「此闕「昌德宮」甚狹。世子視膳往來從外、則朝官及下人雜沓、似乎紛擾。如有自內往來便易之勢、則可使便爲之。親祭時、世子當爲亞獻、先詣齋所、而東宮別監、通上下番、只十二名。昇小輿、執燭、所任不足。依前例大殿別監加定、何如。」傳曰、「依啓。」
- (37) 陰曆の一年は、概數三百六十日として計算する。
- (38) 『唐律疏議』卷三、名例、除名 疏議曰、「……稱年者、以三百六十日。『經國大典』吏典、雜職、掖庭署、註 司謁・司鑰・書房色、則分二番、仕滿六百、加階。正六品而止。別監則分二番、仕滿九百、加階「只計入直仕」。從七品、去官。雖別加階至七品、仕滿後、許去官。

- (39) 『光海君日記』鼎足山本、卷七、光海君即位年八月己卯條 傳曰、「私廟造成時、次知內官方俊豪・金彥海等、熟馬一匹賜給。監役官黃有吉、六品遷轉。別監趙希珩、司諭待闕除授。書員鄭祥、免賤。庫直以下、令該曹、分等其苦歇、題給米布。」  
\*書員は衙前の一つ。『世宗實錄』卷一百九、世宗二十七年九月丁酉條に「書員二、擇各司奴婢、解書算者、爲之」とあり、官奴隸を以て充てていたことがわかる。
- (40) 『光海君日記』鼎足山本、卷一百六、光海君八年八月丙午條 以司諭望單子、傳曰、「排設司諭金海生、嬪宮司諭李汝桂相換〔汝桂、嬖姬之兄也〕。」又傳曰、「別監羅終男、大妃殿司諭除授。」
- (41) 『仁祖實錄』卷十八、仁祖六年正月己卯條 命魂宮都薛里吳大邦・金仁、各加一資。……別監中、已前免賤張順翼・田加八里等、司諭除授。諸員魯舜民、承除授。
- (42) 『成宗實錄』卷十、成宗二年五月丁酉條 禮曹啓、「曾下校正廳單子、一時遵行、不載『大典』條件、開坐以啓。請令該曹、仍舊奉行。」從之。(……)一、掖庭署別監、去官後、移屬掌苑署。
- (43) 『新增東國輿地勝覽』卷二、京都下、文職公署 掌苑署「在北部鎮長坊。掌苑園花果。」
- (44) 『世祖實錄』卷三十八、世祖十二年正月戊午條 時、更定官制。……上林園、改稱掌苑署、置掌苑一。
- (45) 『世宗實錄』卷五十九、世宗十五年二月戊戌條 禮曹啓、「流外雜職內、上林園則以內奴屬。典樂署則以姦孫及公賤充差。如有所犯、雖至上、依刑典、直行決罰。……」從之。
- (46) 『經國大典』史典、雜職、掌苑署、註 別監二十。遞兒二。長番。仕滿一千八百。加階。從六品實職去官。
- (47) 『經國大典』史典、雜職、掌苑署、註 掖庭署別監、去官移屬者、仕滿九百。加正七品階。又滿九百、去官。
- (48) 『太宗實錄』卷二十四、太宗十二年十一月壬寅條 遣上林園別監金用
- (49) 于濟州、移栽柑橘數百株于順天等沿海郡。  
『世祖實錄』卷四十四、世祖十三年十二月丁巳條 掌苑署別監金好山、來告本署官員等濫用進上菓實事。即召別監金義孫、庫子奴石丁等問、一如好山所告。又召掌苑署官員柳浚、孫沔、鄭溥、奇允哲等、親問。皆服。即下義禁府囚之。……仍傳旨本府及吏曹曰、「掌苑署官員等、進上菓實、私自濫用。竝收告身、永不敘。」  
生蓮子(ハスの實)の進排の事例――
- (50) 『中宗實錄』卷四十五、中宗十七年八月壬寅條 政院啓、「大妃殿進御生蓮子、令掌苑署進排、而非時、故不能進。請令京畿供進。」傳曰、「無乃成弊耶。只令慈殿康寧間、進排。」
- (51) 『高麗史』卷七十五、選舉志三、銓法、成衆官選補之法 曰內侍院、曰茶房、曰司楯、曰司衣、曰司斃。其始置歲月、不可考。
- (52) 『元朝秘史』では「阿亦馬黑」と表記し、「部落」と旁譯する。  
成衆愛馬については拙稿「高麗時代の私兵について」(『東方學報』京都第八十五冊、二〇一〇年、京都、京都大學人文科學研究所)の、註(60)、参照。
- (53) 姜萬吉、前掲註(10)論文、參照。
- (54) 『世祖實錄』卷四十二、世祖十三年四月己亥條 改司糞房爲司糞院、始置祿官。
- (55) 『經國大典』史典、京官職、正三品衙門、司糞院 掌供御膳、及闕內供饋等事。
- (56) 『世宗實錄』卷一百六十一、宣祖三十六年四月甲寅條 功臣都監啓曰、「……錄勳之事、至嚴至重。雖有一時隨駕之勞、必須採取其中宣力尤多之人、磨鍊正勳、而餘人則錄于原從一等、似爲宜當。……東宮扈從單子、又有司諭韓應祿等二人、別監金應龍等六人、飯監梁彥福、各色掌徐守男、諸員金應敏并三人、書吏金元男等二人、牽馬陪李希齡等二人、使令李福連等二人、通共十七人、則俱載於下人秩。……」
- (57) 『世宗實錄』卷一百二十、世宗三十年四月戊辰條 議政府據戶曹呈啓、

「軍資監米穀、以補充軍監守、相遞立番、不能專一。因此、軍需日以耗缺、誠爲未便。本監奴、諸處供役者、如各殿別監・小親侍・飯監・別司饗、尙衣院匠人、及樂工等、不得已各差備外、其餘諸處供役者、竝皆刷除、分定各庫、錄名置簿、專委監守。萬有耗缺、竝令徵還。今後本監奴、毋役他事。」從之。

(59) 『燕山君日記』卷十一、燕山君元年十二月丁卯條 司饗院擬飯監望御書朴允只之名以下。承旨等啓、「飯監、乃各司奴子。其賢否、上何由知之。以賤人而使上知之、可乎。」傳曰、「予非聽請。予在東宮、視膳時、常見其爲人故耳。」

(60) 前掲註(41)、參照。  
前掲註(13)、參照。

(62) 『成宗實錄』卷十八、成宗三年五月乙丑條 司憲府大司憲金之慶等上疏、略曰、「……況畫工賤技也。無異於金玉・石木之工、自古不齒士類。任之役、則以餽廩畜之、有其功、則以財帛與之。……及其定官制也、又以畫工、列於雜職、與馬醫・道流同科、而止於從六品。其待工匠之道、嚴矣。……伏望殿下、體先王重爵之意、遵祖宗待工之道、亟收成命、勿賞官爵、賜之金帛、以重名器、以尊朝廷。」

(63) 『經國大典』史典、雜職、註 皆四都日。馬醫・道流・畫員、則階同正職。○授正職時、降一階。

『成宗實錄』卷十一、成宗二年七月癸酉條 吏曹啓、「前此、樂生・樂工階級、皆雜職。『大典』内、『樂生・樂工、良人階同正職』。則曾授雜職者、今授正職時、準授未便。請降一階授之。其已前除授者、竝改正。」從之。

(64) 『經國大典』史典、雜職

(65) 『成宗實錄』卷七十五、成宗八年正月戊辰條 兵曹據軍器寺提調單子啓、「藥匠吳金等狀告、『世宗朝、藥匠饋兩時、給奉足二名。良人則六品去官、賤人則掌苑署受職。以故人爭投屬。今則無點心・奉足、又革去官受職之法。……恐藥匠之業、從此廢絕』。臣等參詳、點心及遞兒

職、不可輕易加設。其奉足、請依步兵例定給。藥匠所業、無異軍卒、而號稱匠人、故人皆厭之。元額一百八十、而時屬者八十人。後無繼業、將爲可慮。請以破陣軍稱號。依提調所啓施行、何如。」

\*破陣軍は火藥を扱う藥匠の稱號。良賤混淆。

『燕山君日記』卷三十六、燕山君六年二月丙申條 議政府書啓曰、「……且祖宗朝、設彭排(五千)・隊卒三千、分五番、給月廩、使赴土木之役。

\*彭排・隊卒は土木の役に従う工兵。良賤混淆。

工匠・樂工については姜萬吉、劉承源の研究がある。  
姜萬吉『朝鮮時代商工業史研究』(一九八四年、ソウル、한길사)、特に第一章「王朝前期の官匠制と私匠」。

劉承源『朝鮮初期身分制研究』(一九八七年、ソウル、乙酉文化社)、特に第四章「朝鮮初期の雜職——掌樂院の雜職——」、第五章「朝鮮初期京工匠の官職——雜職の受職を中心に——」。

(67) 闕内にオフィスを置く官廳のこと。尙衣院・司饗院・司僕寺・典設司などは、國王および王族の私生活に奉仕するため闕内にオフィスを構えていた。

『新增東國輿地勝覽』卷二、京都下、文職公署

尙衣院「在迎秋門内。掌供御衣櫛、及内府財貨金寶等物」

司饗院「在承政院南。一在昌德宮承政院東。一在昌慶宮明政殿北。掌供御膳、及闕内供饋等事」

司僕寺「在中部壽進坊。内司僕、在迎秋門内。一在昌慶宮弘文館南。

掌輿馬廐牧之政」

典設司「在弘禮門東。掌供帳幕」

『增補文獻備考』卷三十八、輿地考、宮室、本朝宮室、昌德宮

司饗院「在端陽門内」

典設司「在進善門外」

尙衣院「在丹鳳門内」

- 〔增補文獻備考〕卷三十八、輿地考、宮室、本朝宮室、昌慶宮  
 司饗院〔在明政殿北〕  
 內司僕寺〔在宣仁門內〕  
 〔增補文獻備考〕卷三十八、輿地考、宮室、本朝宮室、慶熙宮  
 典設司〔在建明門內〕  
 尚衣院〔在興元門內〕  
 司饗院〔在內班院南〕  
 太僕寺〔在開陽門內〕
- (68) 『世宗實錄』卷十八、世宗四年十二月甲申朔條 禮曹・兵曹啓、宮門出入人、信符檢察條款。……一、各司吏典・權知・直長・諸員信符、書其衙門吏號。……一、各司吏典、權知・直長・諸員、及使令信符、各其官員、監封藏置、當詣闕時、分給。從之。
- (69) 成衆諸員の事例——  
 『太宗實錄』卷二十四、太宗十二年十一月甲申條 議政府上各司奴婢事宜。啓曰、「……且各司吏典・下典・使令、及成衆諸員、受由歸鄉淹留者、各其司、便於京中主人、督徵日役、以致稱實、其弊益深。今後令報本府、移文拿送、核實論罪。」從之。  
 \*成衆愛馬については、前掲註(53) 参照。
- (70) 諸員に與える官職は「雜職」とみなされ、東西班の正職とは區別されている。  
 『成宗實錄』卷九十二、成宗九年五月庚寅條 刑曹啓、「舊例、如諸司諸員、及仍仕書吏、管領、鷹師、伴侷、弓人、矢人、樂生、一應散官除授者、入啓、乃得決罰。然此是雜職、非東西班之例。請自今、去官者外、除收贖、直決杖、追奪告身。」從之。  
 (71) 高麗時代の驅使については、拙著『高麗官僚制度研究』、特に最終章(四二六頁)、參照(二〇〇八年、京都大學學術出版會)。  
 『成宗實錄』卷十、成宗二年五月丁酉條 禮曹啓、「曾下校正廳單子、一時遵行、不載『大典』條件、開坐以啓。請令該曹、仍舊奉行。」從
- 之。……一、承文院諸員・書吏、事大文書磨鍊時、給別仕二。  
 『經國大典』兵典、番次都目、諸員、註 承文院則事大文書鍊紙時、每一日、給別二。  
 『中宗實錄』卷六、中宗三年六月戊子條 承文院啓曰、「今次聖節使文書所用咨文・表・箋紙、造紙署、以前日點退不搨鍊者進排。請推色官及行首官。」傳曰、「其下禁府推之。」
- (73) 『經國大典』兵典、番次都目  
 前掲註(51)、參照。
- (74) 『世宗實錄』卷一百十四、世宗二十八年十月癸丑條 傳旨吏兵曹、……貴臣勤勞國家、義當優獎、而嫡室無子、良賤妾之子、不得齒於朝行、遂爲編氓、終不得繼其後、予甚悶焉。二品以上、嫡室無子、而良妾長子孫承重者、許於忠順衛及成衆官、取才入屬、依他例授職。賤妾長子孫承重者、及嫡室雖有子、良妾衆子孫、許於司律院・司譯院・書雲觀・典醫監・濟生院・惠民局入屬、依例取才。良妾衆子孫、則各於其司受職。賤妾長子孫、則於西班牙、限品對職敘用。嫡室雖有子、賤妾衆子孫、無武才、不堪甲士者、許於司僕寺・忠扈衛・尚衣院・司饗諸員、及圖書院時波赤、依他例、限品敘用。……」
- (75) 『經國大典』兵典、雜類、雜類人、差定有差「……雜色軍、無定數、以錄事・書吏・諸員・畫員・道流・書題・僕隸、各邑人吏・日守・書員・醫生・律生・守陵軍・守墓軍・看守軍・壇直・堂直・藥夫・津夫・水夫・冰夫・院主・牧子・匠人・公私賤、定屬」
- (76) \*諸員は良人の役であるが、公私賤と同様の「雜類」とみなされている。  
 『世宗實錄』卷三十、世宗七年十一月丁酉條 命囚尚衣院別坐白云寶于義禁府。以誤製御衣也。  
 同右、己亥條 命放白云寶。知申事郭存中等、啓曰、「云寶起自尚衣院諸員、別無他才、但以知製衣之方、過蒙聖恩、官至四品、仍差本院別坐。宜當夙夜恐懼、以答至恩。妄自尊大、進上衣櫛、不身親製造、

以致體制不中。臣等願科罪啓(戒)後。上曰、「若等之請、甚爲當理。除科罪、仍囚之。」

(78)

『太宗實錄』卷三十一、太宗十六年正月丁酉條 遣大護軍趙留于蕁城。……於是、行宮支應使啓曰、「……司僕・司饗・司幕諸員等、支應各官色掌、毋得擅自歐打。有遲緩事、則承政院進告論罪。……」從之。  
\*「司僕・司饗・司幕諸員等」が「支應各官色掌」を「擅自歐打」することを禁じる。

『世宗實錄』卷二十五、世宗六年九月丙戌條 講武支應使啓、今秋等講武時、禁令條件。(……)一、司饗・司僕・忠扈衛・尙衣院諸員、毋得擅毆各官供給吏民。如有違誤、於代言司進告。

\*「司饗・司僕・忠扈衛・尙衣院諸員」が「各官供給吏民」を「擅毆」することを禁じる。

(79)

『經國大典』兵典、京衙前、諸員の項、參照。

(80)

『世宗實錄』卷八十六、世宗二十一年八月辛丑條 兼成均注簿朴慶孫、上言曰、「一、講武時、司饗・司僕・忠扈衛等各司諸員、於禁亂未到之前、徵求食物、如不稱意、則橫加鞭撻。臣嘗守平康、日擊其事、心竊概念。願自今、於司饗・忠扈衛、痛行禁理、以除侵擾之弊。……」下兵曹、擬議以聞。兵曹議啓曰、「駕前察訪、每於動駕前一日先行。請自今、與司饗・忠扈衛諸員偕行、巡行考察、便。……」從之。  
\*「司饗・司僕・忠扈衛等各司諸員」が現地の吏民に「鞭撻」を加えるのである。

(81)

『世宗實錄』卷一百十、世宗二十七年十二月庚申條 諭京畿・忠清・黃海道監司、「司饗房分遣諸員、捕蟹爲醢。諸員托以進上、盜用魚蟹、或率妻子以去、多般營私、貽弊民間。推助以聞。」

(82)

『世宗實錄』卷八十一、世宗二十年五月丙午條 議政府據兵曹呈啓、一、於光化門、建春門、迎秋門、鎮撫一人、輪番分掌。除有官守人、各司吏典、朝士根隨外、無時出入各色掌、別監・小親侍、及他齋物出入之人、令把門者、竝皆搜探。其有竊持之物、告于承政院。其虛疎檢

察甲士・防牌、及掌門鎮撫、依律科罪。一、入直大小朝士及軍士等鋪蓋負持人等、與各色掌通謀、挾持雜物者、有之。今後給小印子封緘、令把門者糾察。其餘各色掌、司饗・忠扈衛・司僕・尙衣院諸員、別監・小親侍、及他餘常人等鋪蓋、竝皆搜探出門。(以下略)

(83)

『新增東國輿地勝覽』卷二、京都下、文職公署 司僕寺「在中部壽進坊。內司僕 在迎秋門內。一在昌慶宮弘文館南。掌輿馬廐牧之政」

(84)

前掲註(78)、及び(80)、參照。その他にも以下の事例がある。  
『文宗實錄』卷十、文宗元年十月己巳條 御經筵、講畢、……知經筵鄭麟趾曰、「……至於講武時、司饗・司僕諸員等、先到宿所、必侵擾各官支對之人、受贈遺而後已。」上曰、「何成風至此也。」

(85)

『新增東國輿地勝覽』卷二、京都下、文職公署 典設司「在弘禮門東。掌供帳幕」

(86)

『光海君日記』(太白山本)卷十二、光海君二十年十月丁亥條(院啓、「昨日親臨瑞葱臺時、東北角遮日引結之索、無端自解、支撐大竹、幾落於王世子坐位。其慢不用意之罪、不可不懲。請典設司當該官、及次知司鑰、竝命拿鞫。諸員亦令攸司囚禁治罪。昨日觀武才時、射壇宗宰入待位次、政院所當預爲講定排設、而殿坐之後、東邊宗宰盡爲入侍、西邊則緣無坐地、久未得入。其不爲致察、臨時顛倒之失、大矣。請色承旨、推考。排設司鑰、罷職。滿浦僉使金應瑞、爲人汎濫、差平安道別將、托以待變、侵責出身及砲手、少不如意、輒加酷刑。一道軍卒、莫不怨苦。及授本職、侵漁爲事、西關重鎮、日就凋殘。請命罷職。」答曰、「依啓。色承旨、推考。排設司鑰、亦推考。」

(87)

\* ( ) 内は朱筆で交周(抹消)されている。  
『仁祖實錄』卷十二、仁祖四年三月庚戌條 兵曹啓曰、「禮葬發引時、輿士以下各差備軍、應用之數、考諸國葬時臚錄、庚子年、則通共五千四百七十七名。戊申年、則至六千名。今雖稍有降殺節目、其數四千三百餘名云。古例、以京中市民、各司奴子、諸司諸員、匠人・樂工・樂生、出番鷹師、京畿・京中下番軍士用之。而開城府市民五六百、亦爲

調用。此皆無統雜亂、烏合之衆。五千名、散在之民、一齊聚合、其勢極難。其中都下之民、尤爲難齊。必須預爲整頓、可免臨時生事。着令刑曹・漢城府、及各司、一成一冊、移送本曹。居在外方者、行會各道限日上送。如有不足之數、則京畿・京中下番軍士、亦爲調用、宜當。」從之。

(88) 『中宗實錄』卷八十一、中宗三十一年正月丁卯條、註 兵曹・都摠府官員、例分步兵兵而爲丘史、實則不至帶率、而只收其價。(\* 步兵の丘史)

『明宗實錄』卷二十七、明宗十六年二月辛亥條 司僕諸員、其額六百、而六朔立役、爲役甚苦、自立者寡。故一朝代之價太高、猶慮不支、而奸猾濫徵、至於倍蓰。加以本司之官、以諸員爲丘史而捧價者、殆半焉。(\* 諸員の丘史)

(89) 曹伸『諛聞瑣錄』(亞細亞文化社影印本) 凡官署之隸、在京者、供其司之役。在郡縣者、刑曹摠其額、歲定其數、番上於京、充百僚之丘史、名爲「選上奴」。其初、根馬趨走、供使喚耳。後漸收其雇布、勢不可禁、則載於國典、月不過收卉布兩端。今則卉布漸賤、三倍督徵、貧人不能堪、欲自供役、則鬻人・蒼頭、百般侵苦、納價而後已。大官之職兼四五局者、選上奴、無慮五六百人、大半收價、則月常得百餘疋、以資飲饌之費。有一大官、腰腹彭亨、一奴戲謂其友曰、「相公腹、貯何物而其大如是。」其友曰、「爾不曉事。活吞下如許我輩、能不大乎。」

(90) 『經國大典』刑典、諸司差備奴根隨奴定額、差備奴、註 以京奴及選上充定。根隨同(選上不足處、以補充充定)。○每番、刑曹先考京奴贏縮、定選上、具數啓聞。

(91) 『睿宗實錄』卷六、睿宗元年六月己卯條 定闕內入宿人數。且定闕內諸司官員入直根隨之數。堂上三名、參上二名、參外一名。

(92) 丘史の濫率については、つとに世宗朝から問題視されており、その實態を窺ううえでの参考となる。

『世宗實錄』卷二十九、世宗七年九月癸亥條 司憲府啓、「兵曹判書趙

末生、參判李恪、參議柳衍之、刑曹判書申商、參判金自知、摠制李歲・元閔生・田興・黃象、知中事郭存中、右代言金孟誠、兼知刑曹事朴翱、判軍器監事崔海山、中軍經歷申丁理、副正柳汲、工曹正郎安玖、兵曹正郎鄭奉・車有、佐郎宋殷・李承門・金由珍、多率數外丘史。既無人臣奉法之意、又情現隱諱。乞依律科罪。」命堂上官勿論、其餘照律以聞。上雖勿論堂上官、惡其汎濫、詰責。代言等皆慙懼。先是、上欲除各司奴婢選上之弊、論濫率丘史之非。下教于攸司、深治其犯令者。然左右議政、兵曹判書、或率至四十餘名。根隨之外、或役土木、或營財產、無所不至。至是憲司并劾領敦寧柳廷顯、右議政柳觀。上聞之、卽命勿問。觀、性本清儉、無所營救。其丘史、分爲三番、相遞率行。廷顯、則或分督長利、或使之負石、役之甚於奴僕。

(93) 『太宗實錄』卷二十一、太宗十一年閏十二月戊午條 上切言外戚之弊。……又曰、「闕內雜類、出入太煩。以群臣職秩、定根隨之數、曾有著令。今也廢閣不行。自今申明前令、嚴禁出入。宰相丘史二名、三四品一名、五六品以下、無之。但吏典則不論。」

『成宗實錄』卷二百十八、成宗十九年七月乙酉條 視事。……正言柳炯啓曰、「諸司參外官、奔走服役、而無一根隨。提調則濫率騶從。司中使令、亦或不足。請須禁止。」上問左右。尹弼商・洪應・李克培曰、「丘史加率、自有禁章。闕內則兵曹、闕外則憲府檢察、則自無此弊矣。」上曰、「宰相雖或有加率者、豈盡加率乎。如此不法之事、法司當禁之。今不可立新法也。」

(94) 『世宗實錄』卷五十九、世宗十五年二月戊戌條 禮曹啓、「流外雜職內、……若圖書院・尙衣院・司饗房・雅樂署・忠扈衛、雖是雜職、本非賤人。其參上、依成衆官例、啓聞論罪。」從之。

(95) 『仁祖實錄』卷十八、仁祖六年正月己卯條 命魂宮都薛里吳大邦・金仁、各加一資。……諸員魯舜民、丞除授。

(96) 『經國大典』吏典、京衙前、書吏、註 仕滿二千六百、堂上衙門、從七品、三品以下衙門、從八品、去官後、驛渡承取才、入格者、敘用。

- 〔中宗實錄〕卷七十九、中宗三十年六月庚寅朔條 領議政金謹思議、  
「各司書吏、去官後、驛丞除授、乃計功酬勞、祖宗朝美意。載在『大  
典』、行之已久。……」
- (97) 『大典通編』 吏典、取才、驛渡丞、書題【增】 今廢。  
(98) 『世宗實錄』 卷一百五、世宗二十六年閏七月壬午條 議政府據兵曹呈  
啓、「前此、工匠雜技、以一時賞功、授西班牙軍職、混於朝班、深爲未  
便。故司饗四番內、加設司正四、副司正八、給事八、副給事十二。工  
匠及雜技、臨時賞職、使不得混於朝班、實爲美法。然本朝良賤之分甚  
嚴。前項工匠及雜技、率皆賤口、而授以司饗諸員等都目去官之職、良  
賤混雜。自今司饗四番各品內、司直四、副司直四、司正四、副司正四、  
給事八、副給事八、仍置、以授司饗諸員。除司直四、副司直四、司正  
八、副司正十二、給事十二、副給事十六、以屬上林園、授以工匠雜技  
及賤口等、以別良賤。」
- (99) 『六典條例』 卷四、典設司、總例 諸員降作散料三窠「每朔、副司果、  
米九斗・田米二斗・太三斗。副司猛、米八斗・田米一斗・太三斗。副  
司勇、米八斗・田米二斗」、春秋六朔、軍監上下。  
(100) 前掲註(70)、參照。  
(101) 『世宗實錄』 卷五、世宗元年九月甲辰條 宦官洪得敬・兪實、犯罪當  
死。上王特命貸死、屬得敬忠扈衛諸員、實司僕諸員。  
(102) 前掲註(88)、參照。  
(103) 『世宗實錄』 卷五十一、世宗十三年正月己丑條 兵曹啓、「司僕寺每一  
番、令諸員一百、驅(丘)史三十、立番。諸員・丘史、役使不異、而  
丘史亦於隊副去官之後、還屬諸員、五品去官。請勿稱丘史。其遞兒職、  
并屬諸員、通計各番到宿、呈都目、去官。」從之。  
(104) 中樞院・上大護軍の丘史が諸員に進出する事例——  
『世宗實錄』 卷一百十五、世宗二十九年三月己巳條 議政府據兵曹呈  
啓、「銃筒衛之數二千四百、而一時難以充之。今春始取才充差、及秋  
入番、其不入格而三走三方者、於防牌・攝六十、竝皆充差。且差備軍、  
爲中樞院及上大護軍等丘史而設也。然入屬者鮮少。自今銃筒衛・防  
牌・攝六十不入格者、其餘閑役人、欲入仕者、先屬差備軍。仕多者、  
從自願、司僕・司饗・忠扈衛諸員、定屬。若諸員之闕有限、不得入屬、  
仕滿十五朔以上者、依甲士・別侍衛、都目當次才不入例、攝隊副充  
差。」從之。凡軍士取才不入格者、謂之才不。
- (105) 田川孝三「李朝貢納制の研究」(一九六四年、東京、東洋文庫)、特に  
第八篇第一章「身役の布納化」、金玉根「朝鮮王朝財政史研究」II  
(一九八七年、ソウル、一潮閣)、特に第五章「職役と京衙門・營邑の  
收布狀況」、等、參照。  
(106) 『經國大典』 兵典、京衙前「二番數」、諸員 承文院、三。尙衣院、四  
十。司饗院、七十。司僕寺、六百。典設司、六十。  
『經國大典』 兵典、番次都目、諸員 番次三番「六朔相遞。承文院、  
長番」
- (107) 『續大典』 兵典、京衙前「原額數」、諸員 承文院、六。尙衣院、一百  
十七。司饗院、八百十五。司僕寺、三千四百四十八。典設司、五百。  
(108) 『續大典』 兵典、京衙前、諸員、註 大典額數、今皆增。自該衙門、  
當番收布、減數立書吏。  
(109) 『續大典』 兵典、京衙前、註 大典、阜隸、自外方選上。大同廳設行  
時、盡罷、爲步兵、而自京給價雇立「無米布衙門、一年內八朔、宣惠  
廳給價、四朔、戶曹給價。有米布衙門、則皆自該衙門給價」。今、各  
司通稱使令。
- (110) いわゆる京衙前は所屬する官廳によって呼び名が異なっており、議政  
府、中樞院などでは「阜隸」、義禁府、兵曹、刑曹などでは「羅將」、  
承文院、尙衣院、司饗院、司僕寺、典設司では「諸員」と呼ばれてい  
たが、いずれも雜役夫であることは同じであった(『經國大典』 兵典、  
京衙前、參照)。  
(111) 前掲、註(109)、參照。  
(112) 『中宗實錄』 卷十五、中宗七年五月丁巳條 江原道觀察使高荊山上疏、

其略曰、「……且選上奴婢、各司皂隸・羅將、司僕諸員、不自立番、盡皆京人代立。其價皆徵以月利、則於番價一匹、加徵一匹。窮不自辦、至徵一族切隣。族隣亦窮逃散、十室九空、閭里蕭然。其濫徵之法、申明痛懲、而猶不之忌、弊至此極。臣願更須別立科條、痛繩以法、毋得濫收。……」

- (113) 『光海君日記』 太白山本、卷三十一、光海君七年三月癸酉條 (司僕寺啓曰、因憲府啓辭、傳教云云。箭申納米許耕一事、果爲苟簡、而本寺左右邊廝養之人、平時則以諸員價布充給。經亂以後、價布過半不足、許多廝徒、逐月糧料、辦出無路。且牧馬場之數、視平時、未滿三分之二。故納米許耕、實由於此、而所牧馬匹、亦無窄狹瘦瘠之弊。故臣等因循謬例、至今遵行。近日則非徒廝徒月俸、專靠於此、進貢之馬、亦或不時責立、而留養數不足、則以此米布、准價換買若干匹、以補不足之數。御乘可當、唐馬行次、以此米布、計給銀價。此等用度、雖係於國家之經費、亦是馬政也。況此納米、皆是都城之人、而士大夫居半。春初出令、爭先納米之後、春年黍粟、已盡耕墾。今若猝然還陳、不惟近於失信、許多播穀、盡歸於虛費、民怨不貲。況納米之地、旬月之內、自本司勢未及築城、放馬之期已迫、尤極難處。臣等之意、今年則姑依近例施行、自明年爲始、依平時禁耕、以重馬政、似當。敢啓。一傳曰、「依啓。」)

\* (一) 内は全文が爰周(抹消)されている。

- (114) 廝養については、『康熙字典』の「廝」字の項に引く『唐韻』に「養也」とあり、同じく『集韻』に「析薪養馬者」とある。
- (115) 『六典條例』卷八、司僕寺、應入條、參照。
- (116) 『六典條例』卷八、司僕寺、用下條、參照。
- (117) 『肅宗實錄』卷六十一、肅宗四十四年三月甲戌條、註「巨達者、太僕牽夫之名也。」
- (118) 『六典條例』卷十、尙衣院、應入 諸員價布、二百三十四兩〔咸安四十四兩、白川一百九十兩〕

(119) 『六典條例』卷二、司饗院、諸員色 所捧各邑價布〔利川三十名、溫陽三十九名、槐山三十二名、庇仁九名、任實五十七名、新寧四十四名、比安六十四名、慈仁十五名、軍威五名、載寧一百名、海州十六名、鳳山七十名、豐德十九名〕代錢〔每名二兩〕一千兩。

(120) 『六典條例』卷四、典設司、支用 捧均廳給代錢八百兩〔一千兩、内二百兩、以本司別置條、儲留本廳〕、各邑〔文化、松禾、尙州、知禮、南原、益山、金城、江陵、寧越、襄陽、杆城〕價布代錢、一千兩、以應各項公用〔每朔、提調・郎廳驅債、各四兩。書員朔下、各八兩二錢。掌務書員紙債、奇別書吏・庫直朔下、各四兩。色驪朔下、六兩。使令朔下、各五兩。驅從朔下、六兩〕

(121) 『肅宗實錄』卷三十三、肅宗二十五年十一月庚戌條 查減各衙門所屬京畿・黃海・江原・忠清・全羅・慶尙六道良丁、分給該道・該邑、俾補相當闕額。……典設司諸員一百四十八名、……合一萬三百五十八名云。時、朝廷爲恤民隱、變通查減、而外方或以若干名塞責、或延拖不報、終未見實效矣。

(122) 『謏聞瑣錄』(亞細亞文化社影印本) 凡官署之隸、在京者、供其司之役。在郡縣者、刑曹摠其額、歲定其數、番上於京、充百僚之丘史、名爲選上奴。其初、根馬趨走、供使喚耳。後漸收其雇布。

(123) 『世祖實錄』卷十四、世祖四年十一月戊子條 刑曹啓、「前此、外方選上奴子等、或因父母老病、或因妻子生業、雇人代立。京中無役者、及有役六番者、受價代役、有無相資、各遂生業。今拘於號牌借與之禁、外方奴子、不得雇人代己、逃避差役者多。請自今諸司奴子及諸員、一應代立者、聽兩相情願代之。」從之。

(124) 『續大典』刑典、諸司差備奴・根隨奴、註 大典、皆以公賤・選上、立役。今以京人差定、每朔給布。

(125) 『仁祖實錄』卷四十六、仁祖二十三年五月己酉條 吏曹參議趙錫胤上疏曰、「……夫所謂財者、非天生而鬼辦、其本皆出於民。是以古之聖

君、未嘗不躬先節儉、爲天下惜財也。今尙方工作、殆無虛日。留心玩好、本非明王慎德之事。掖庭之內、替御太多。便嬖使令、只供灑掃應對之役、何必貽濫費餽慶之弊乎。襄院燔造、一歲至再、闕中應用、豈若是浩大。不過諸提調所分、與公用相等。又聞諸員布、半爲燔造之費、半爲丘債之用、尤可駭也。以尊行懿親、帶其提調、故有此優待。而時勢到此、不可遵守舊規、而不之釐正也。……」上嘉納而採用之。

『六典條例』卷二、司襄院、官制の條に、「提調、宗親・朝官、通融差出」とある。また諸員色の條に、收入としての「所捧各邑價布」と、支出としての「每朔驅債」との數値が見える。

(127) 『正祖實錄』卷三十三、正祖十五年十月戊辰條 觀象監進三學釐正節目。〔……〕一、毎年印曆之數、進獻及各司分兒、本監私件、爲一萬四千六百七十軸。而命課學實官、恒虞甚薄、不可無沾溉之道。天文・命課兩學、既用新法、不可無勸獎之資。待令日官之勤勞、不可不區別。丘債官廳、每年別下、缺縮之數、不可不充補。大統推官所受五百軸、卽一萬四千六百七十軸之內。今付之官廳、取息二百八十兩。就中八十兩、以天文命課四等勸獎賞錢、留官廳。一百二十兩、以待今日官丘債移送命課學。五十兩、以別下缺縮充補條、留官廳。更令加印六百三十軸、劃給命課學實官、依三層官例、各分九十軸。此後、以一萬五千三百軸定式。……」

(128) 『英祖實錄』卷一百二十五、英祖五十一年七月甲寅條 上御集慶堂、引見大臣、備堂。執義柳義養奏曰、「今日痛弊、惟在甄擢。各司卯酉仕、只談丘債多少、竟不過晝眠一枕而罷。備局日會、不聞軍國務、惟是烟茶數竹而歸。朝參之庭、敷奏者何人。次對之筵、釐正者何事。國計民憂、振刷無期。文恬武嬉、大斲小憊。未見有擔當國事者。使聖心憂勤徒勞於宵旰、實惠未究於遠邇。臣謂董(董)飭百官、亟祛因循之弊。」上曰、「可不猛省而申飭。」時大官以下百執事、皆作冗官、苟然充位。時原任終日登對、稱誦建功、贊揚聖德而已。一月六對、許多備堂、雜坐戶外、私相閑談。臨退時、相顧而笑。識者寒心矣。

(129) 『六典條例』卷七、兵曹、結束色、闕內跟隨 定式外、毋得濫率「大臣・國舅・正一品、跟隨八名、驅從二名。從一品、跟隨六名、驅從一名。二品、跟隨五名、驅從一名。三品、跟隨四名、驅從一名。四品以下、跟隨三名、驅從一名」。

(130) 『英祖實錄』卷四十、英祖十一年六月癸酉條 上引見大臣・備堂。掌令權賢申啓啓、不允。又啓言、「宮牆踰越人斗乙男、自有當律。該曹之引例太寬。宜依律。」又不允。斗乙男、卽闕內雇車也。暮入門已閉、從缺牆踰入、見覺、律當死。肅廟朝、有踰宮牆者、命輕劾矣。刑曹引本律與先朝事。上特命杖放、故臺臣論之。

『大明律』兵律、宮衛、宮殿門擅入條 凡擅入皇城午門・東華・西華・玄武門及禁苑者、各杖一百。擅入宮殿門、杖六十。徒一年。擅入御膳所及御在所者、絞。未過門限者、各減一等。

(131) 『英祖實錄』卷一、英祖卽位年十月壬申條 正言曹命教上疏、陳九條。……九曰、省冗費。……省冗費、有曰、「……空闕各門守直雇軍、通爲一百二十名、歲給布二千四百四十匹。時御所各差備及殿院門守直雇軍、通爲二百四十名、歲給布五千七百六十匹。後苑窄開之門、無所事於典守。且如窓差備、內差備之類、疊定、尤涉無謂。空闕與時御有間、量其緊歇、爲之裁減。……凡係冗費、一切革罷。」上嘉納之、下廟堂稟處。

(132) 『六典條例』卷八、兵典、都摠府、附衛將所、總例 一年六番。每番、番上軍一百六十三名、京雇立軍三十六名〔敦化門十七、金虎門十三、丹鳳門・宣仁門、各十。曜金門七、弘化門・景秋門、各四。通化門九。東西南北所、各五。光政門・永清門・銅龍門・仁政門・進善門・金華門・永肅門、御井東水口・北水閣、傳漏軍、各二。明禮門二、慶熙宮三、宗廟署二十、社稷署七、永禧殿八、景慕宮九。已上元軍把立。慶熙宮九、文禧廟四、大報壇四、義禁府二、尙衣院三、通禮院、造紙署、各一。禁漏二、本所十。已上兵曹受價雇立〕。闕內各門、及廟社殿宮、分定把立。

- (132) 『六典條例』卷七、兵曹、二軍色 掌騎步兵保布、闕內外各司雇立、及朔布等事。  
同右、用下 六當雇立錢、二萬六千二百五十六兩〔每當、闕內各差備雇軍、二百四十二名。每名八兩式、一千九百三十六兩。各宮各司雇軍、一百六十一名、每名八兩式、一千二百八十八兩。左右伏兵、一百二十八名、每名九兩式、一千一百五十二兩〕。
- (134) 拙稿「朝鮮後期の京軍と郷軍」(『東方學報』京都第九十九冊、京都、京都大學人文科學研究所) 參照。
- (135) 『六典條例』卷十、工典、繕工監、附紫門監、營役 闕內大小營役、使用募軍、量宜策應。而十名軍、長立待令、以應補階排設、雜物進排等、不時之用。
- (136) 『光海君日記』鼎足山本、卷九十、光海君七年五月乙卯條 兵曹啓曰、「繕修都監、材料則戶曹當之、役軍則本曹當之。今者材料・役軍、並令本曹當之、有異常規。而等是國事、何敢推諉。價布三百同、移送都監、使之雇軍、使之留材。至於使喚・使令、則有實職堂上・郎廳、自有本司下人。唯軍職之人、許使帶之、則糜費不至於濫觴。如匠人・役軍價布、自曹逐朔進排、則其間或因病故停役之輩、符同下吏、竄名冒受者、其何以覺察。自都監別出勤幹郎廳、專管價布出入、有同私家手功之給、則費用少而功役多矣。……」傳曰、「依啓。……」
- (137) 『肅宗實錄』卷十三、肅宗八年十月丁丑條 行知中樞李尙眞、因災異上劄、陳修省之道。仍條論、……各司雇軍、自有例價、而或給或否之爲取怨。……上優批嘉獎、仍令廟堂稟處。廟堂覆啓、幾盡施行。
- (138) 『大典通編』史典、雜職、註〔增〕原典雜職、太半今廢、故移置掖庭署於諸職之首、而仍舊載錄。校書館・司僕寺・掌樂院・圖書署之時存員數、亦移錄於本衙門之下。其餘分番・計仕・去官・仍仕等法、及各色遞兒、并皆引節、只仍錄員數・品數、以爲省繁存舊之地。
- (139) 『顯宗改修實錄』卷六、顯宗三年正月庚寅條 上曰、「所謂雜職減俸之類、指何許人員耶。」(鄭) 太和曰、「乃畫員及掖庭署諸人也。司謁以上、則以遞兒付祿、而別監以下、則限今年、以散料分給。畫員輩、亦視此磨鍊。……」
- (140) 『萬機要覽』財用編二、料祿、註  
『顯宗實錄』卷十九、顯宗十二年六月甲辰條 以國用不給、權罷百官頒祿、定爲逐朔散料之制。下至雜職軍兵等月廩、並裁減。……比常祿所減、米六百石、豆一千八百八十四石。雜職以下受祿及軍兵等、隨其所受之多寡、而裁減有差。所減米亦二百八十餘石。
- (141) 『六典條例』卷二、掖庭署 掌傳謁及供御筆硯、闕門鎖鑰、禁庭鋪設之任。傳命司謁六員〔一、武藝統長兼。司謁二員〔一、祿米一石一斗、太十斗。一、料米太各十二斗、田米四斗。各木三匹。照羅赤二名、帶率一名、各木二匹。房直二名、各木一匹〕。
- (142) 『六典條例』卷三、戶曹 料祿色、放料 雜職祿、降作散料。
- (143) 『六典條例』卷三、戶曹、料祿色、放料 雜職祿、降作散料。
- (144) 『六典條例』卷三、戶曹、料祿色、放料 每月散料、成魚鱗、知委軍監、二十五日爲始、放下〔終朔、則二十日爲始〕。各殿官司鑰以下、及武監九十九人〔合、大朔、米二百三十八石六斗、田米十一石五斗、太四石。小朔、米二百三十七石二斗五升、田米・太、上同〕。……惠民署・圖書署、降作散料員役、及鄭文忠公祀孫、皇朝人子孫、右捕廳・軍資監二所掌員役、別例房治匠等〔合、大朔、米二十五石、田米二石二斗、太二石九斗。小朔、米二十四石一斗九升六合、田米二石一斗六升、太二石八斗一升〕料。……
- (145) 『萬機要覽』軍政編、訓練都監、軍摠條、參照。武藝別監は形式上は訓練都監に所屬するが、事實上は他の「別監」と同様、掖庭署に所屬し、掖庭署の司謁(武藝統長を兼ねる)の指揮下にあつた。なお『正祖實錄』卷十一、正祖五年六月庚寅條に「大抵武藝廳、不可但以掖隸言也。係是禁中親兵」とあり、『高宗實錄』卷十一、高宗十一年四月二十九日條に「掖屬中、惟武藝廳、緩急可恃者也」、同じく『高宗實錄』卷十一、高宗十一年五月初五日條に「以故掖庭、謂訓局曰外營、而武藝廳則謂之內營也」とある。

- (146) 『六典條例』卷三、戶曹、料祿色、放料 校書館・兵曹・工曹・軍器寺・掌苑署、降作散料「合、大朔、米十七石十一斗、田米二石九斗、太四石十二斗。小朔、米十七石八斗五升、田米二石八斗。太上同」。
- (147) 『朝鮮語辭典』(一九二〇年、京城、朝鮮總督府。復刻版、一九七四年、東京、國書刊行會)の「員役」の項に「衙前(아전)に同じ」とあり(六四七頁)、「衙前」の項には「官衙の屬僚」とある(五六三頁)。また『六典條例』卷三、戶曹、料祿色、放料の項に、「内侍府……該府員役「書員二人、使令一名」とあり、事務系の「書員」、勞務系の「使令」などを併せて「員役」と稱している。
- (148) 『六典條例』掌苑署 徒隸「大廳軍士一名。使令四名。役人十二名。并貢人所立。」
- (149) 『六典條例』掌苑署、捧用 書員等朔下「每朔、書員四人、庫直一名、各錢一兩八錢・米十二斗。掌務書員一人、錢二兩・米十斗。大廳直一名、錢六兩・米四斗。色驅一名、米五斗。○米則貢人策應」
- (150) 『續大典』兵典、京衙前、註 大典、阜隸、自外方選上。大同廳設行時、盡罷、爲步兵、而京給價雇立「註略」。今各司通稱使令。
- (151) 『六典條例』卷三、戶曹、料祿色、放料の項。
- (152) 『六典條例』卷四、典設司、總例 諸員降作散料三窠「每朔、副司果、米九斗・田米二斗・太三斗。副司猛、米八斗・田米一斗・太三斗。副司勇、米八斗・田米二斗」、春秋六朔、軍監上下。
- (153) 訓練都監、及び東伍軍については、車文燮『朝鮮時代軍制研究』(一九七三年、ソウル、檀大出版部)、特に第六章「宣祖朝の訓練都監」、第七章「東伍軍研究」、參照。
- (154) 『六典條例』卷四、戶典、司稟寺・司宰寺・濟用監のそれぞれの「總例」に、「提調・郎廳驅債、員役料布、及各項公用、貢人策應」とあり、同じく義盈庫の「總例」に、「郎廳驅債、員役料布、及各項公用、貢人策應」とある(義盈庫には提調がない)。
- (155) 『六典條例』卷三、戶曹、料祿色の放料の項に、「雜職祿、降作散料」とある。
- (156) 前掲註(150)、參照。ちなみに正祖朝の記事によると、全羅道には「寺奴正兵」という軍額が存在し、本來、良人を以て充當する「正兵」の軍役に「寺奴(官奴隸)」を充てることが慣例になっていたという。良賤身分の平準化の一例である。
- (157) 『正祖實錄』卷十三、正祖六年正月庚申條 全羅道觀察使朴祐源上疏、陳道内六弊。略曰、……其四、寺奴身貢、與良丁一般、而平民寧入良丁、不願爲寺奴。道内各邑、有寺奴正兵名色。蓋最初則良丁不足、寺奴有餘、故以寺奴充良丁名目、尙今傳來於軍案。今若因此、推移變通、寺奴闕額、以良丁代填、則應貢者、無逃隱之慮。……」
- 『純祖實錄』卷二、純祖元年正月乙巳條 教曰、「先朝以內奴婢・寺奴婢、嘗欲革罷。予當繼述。自今一併革罷。其給代、令壯營舉行。」仍令文任、代撰論音曉諭。仍命承旨、取內司・各宮房・各司奴婢案、燒火于敦化門外、以奏。
- \* 平木實『朝鮮社會文化史研究』(一九八七年、東京、國書刊行會)、特に第五章「一八〇一年の内寺奴婢制の廢止」、參照。